

# 令和4年第2回川西町 議会定例会会議録

令和4年6月3日 金曜日 午前9時30分開議

議長 鈴木幸廣 副議長 伊藤寿郎

## 出席議員（13名）

1番 井上晃一君	2番 遠藤明子君
3番 渡部秀一君	4番 寒河江司君
5番 吉村徹君	6番 島貫偕君
7番 伊藤進君	8番 神村建二君
9番 橋本欣一君	10番 淀秀夫君
11番 高橋輝行君	13番 伊藤寿郎君
14番 鈴木幸廣君	

## 欠席議員（0名）

### 説明のため出席した者

町長 原田俊二君	副町長 山口俊昭君
教育長 小林英喜君	総務課長 大滝治則君
安全安心課長 後藤哲雄君	財政課長 坂野成昭君
まちづくり課長 安部博之君	政策推進課長 遠藤準一君
会計管理者・ 税務会計課長 有坂強志君	住民課長 近祐子君
福祉介護課長 原田智和君	健康子育て課長 小林俊一君
産業振興課長 井上憲也君	農地林務課長・ 農業委員会事務局長 内谷新悟君
地域整備課長 奥村正隆君	教育文化課長 金子征美君
農業委員会 会長 大沼藤一君	財政主査 石田英之君

事務局職員出席者

議会事務局長 大友 勝 治

事務局長補佐 緒 形 信 彦

主 査 中 山 恵

議 事 日 程 (第 2 号)

令和4年6月3日 金曜日 午前9時30分開議

日程第 1 一般質問

1. 神 村 建 二 君
2. 寒河江 司 君
3. 吉 村 徹 君
4. 橋 本 欣 一 君

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

◎開議の宣告

○議長 全員ご起立願います。おはようございます。ご着席願います。

本日の会議に欠席通告のあった方はございません。

定足数に達しておりますので、これより令和4年第2回川西町議会定例会第3日目の会議を開きます。

(午前 9時30分)

---

◎議事日程の報告

○議長 議事日程につきましては、お手元に配付しておきました印刷物のとおりであります。

地方自治法第121条の規定により、町長並びに教育委員会教育長、農業委員会会長及び監査委員の出席を求めています。

---

◎一般質問

○議長 日程第1、一般質問を行います。

一般質問を通告された方は6名でありますので、本日と第6日目、6月6日に行うこととし、本日は4名の方の一般質問を行います。

発言順位により発言を許します。

第1順位の8番神村建二君は質問席にお着きください。

神村建二君。

第1順位、神村建二君。

(8番 神村建二君 登壇)

○8番 おはようございます。

さきに通告してありますように質問をいたします。

本日は、大きく3つの点について質問したいと思います。

まず1つ目、通知表についての見解を問う。

今日、慣例的に全国のほとんどの小・中学校で配付されている学校の通知表は、保護者に学習状況を伝えたり、子供の学習意欲を高めたりすることが目的とされている。

文献等を見ると、文部科学省は、学習指導要領、指導要録、評価基準、通知表の中で、通知表の法的な性格と内容は、保護者に対して子供の学習指導の状況を連絡し、家庭の理解や

協力を求める目的で作成し、法的根拠はなしとなっている。

その作成主体は、作成、様式、内容等も全て校長の裁量によるとしている。自治体によっては、校長会等で様式の参考例を作成している場合もあるが、文部科学省の関与はなしと定められている。

すなわち、学習評価について、評価のための評価で終わらず、子供自身が学んだことの意義や価値を実感し、目標や課題を持って学習を進めていけるようにすることが大事だとしている。

現在の通知表の課題は、最高評価の項目が多ければ人格的に優れ、真ん中の評価ばかりなら平凡な人という図式になりがちである。成績をつける側にそんな意図がなくても、子供も周囲もそんなふうを受け取り、優越感や劣等感を抱いてしまうおそれがある。何のために通知表を出すのか問われている。

あるメディアによれば、関東圏のある公立小学校で、通知表をやめた様子が報道されていた。背景にあるのは、他人と比べる価値観から距離を取り、学びの本質に向き合いたいとの思いが強くあるもので、評価とは何か、学校とは何かを問題提起しているというものである。

当校によれば、通知表により、よい評価が多かったら喜び、そうでなかったら悲しむだけ、それでは意味がない。また、子供をランクづけしてしまう問題も指摘している。

テストの目的は、理解していないことを把握し、次の学習につなげることである。そうした結果、通知表に評価をつけるためだけのテストの点数づけはやめた。

通知表の廃止は、教員の時間的な余裕も生んだ。通知表をつけていたときは、評価の根拠をまとめたり、何度もチェックを繰り返したりして何十時間もかけていた。その時間がなくなった分、子供たちの様子をよりきめ細かに見られるようになった。保護者との面談も充実させ、ふだんの子供の姿を直接伝えるようになった。何よりも、教員は通知表がなくなったことで、優劣をつけるのが当然という発想から自由になった。

当校の校長は、小学校くらいは、できる、できないで他人と比べなくともいいという考えで、学校全体で学びの本質に向き合うことに挑戦をしている。

今日、少子化で学校教育の在り方も多様化している。真に子供のための教育とは何か、検討することが望まれている。

(1) 本町教育における通知表（通信簿）制度についてどう考えるか、所見を伺います。

2番、教育を取り巻く諸課題について問う。

子供の教育環境は近年複雑になり、いろんな課題が指摘されている。これらについての所

見を伺います。

- (1) こども家庭庁の制定について、教育の視点から。
- (2) 教員不足、労働条件の改善について、本町の現況。
- (3) 教員免許更新制廃止について、長所、短所、評価。

大きな3番目、健康寿命を延ばす取組は進んでいるか。

人生100年時代とも言われるようになった。しかし、ただ長生きをすればいいというわけではない。健康に長生きすることで、人生は有意義なものとなる。

生活に支障なく過ごせる期間を示す健康寿命の最新のデータ、2019年時点が今回公表された。それによると、全国平均の健康寿命は、男性72.68歳、女性は75.38歳であった。

その中でも大分県が飛躍的に健康寿命を延ばし、47都道府県のうち男性は1位、73.72歳、女性は4位、76.60歳となっており、前回2016年の男性36位、女性12位から大きく順位を上げたと特筆されている。県民挙げての健康寿命延伸活動を進め、生活習慣改善や社会参加に力を入れてきた結果が表れたものと見ている。

山形県においても、2018年、みんなで取り組む健康長寿県やまがた推進条例を制定し、健康寿命日本一の実現を目指している。県内の市町村では、具体的な計画を作成し活動に取り組んできている。

本町においても、健幸マイレージ等の活動を進めてきており、過去において、私が本件に関連する一般質問を行った経緯があり、それから数年を経過し、今般最新データの公表も踏まえ、その後の取組状況になどについて何点か伺いたい。

- (1) 本町の健幸マイレージの効果をどう評価しているか。
- (2) 健康寿命延伸に必要な基本的な次の行動に対して、どう計画し支援しているか。
  - ①食生活を見直す。
  - ②日頃から活発に運動する。
  - ③定期的な健診を行う。
- (3) 本町で取り組んでいる上記以外の健康寿命を延ばす活動は何か。

以上でございます。

○議長 教育長小林英喜君。

(教育長 小林英喜君 登壇)

○教育長 神村建二議員のご質問にお答えいたします。

初めに、通知表についての見解を問う、本町教育における通知表（通信簿）制度について、

どう考えるか所見を伺いますについてであります。議員ご指摘のとおり、通知表については法的根拠がなく、作成の有無、様式、内容も含めて学校長の裁量によるものとされております。

本町においても、子供の学習状況を保護者にお知らせするとともに、児童・生徒に対しては、それぞれの学習状況を振り返り、今後の学習に向けて意欲を高めたり、学び方の修正を図ったりする目的で、通知表を作成、活用してきたと認識しております。

作成に当たっては、各学校で学習指導要領を基に、どうすれば保護者に伝わりやすいかを含めて、項目や様式等を検討しながら作成しております。

議員にご紹介いただいた学校では、通知表廃止の問題提起から実施まで2年間を要し、また実施して2年間、様々な意見がある中で、ようやく3年目に成果が見えてきたとのことでありますが、いずれにしても、通知表については学校長の裁量であることから、本職として通知表の廃止や見直しについて指示する考えはなく、今後、検討する動きが学校にある場合には、教員、保護者、児童・生徒と十分な意見交換を行った上で方向性を決定するよう、話してまいりたいと考えております。

次に、教育を取り巻く諸課題について問う、こども家庭庁の制定について（教育の視点から）であります。こども家庭庁は、現在、文部科学省、厚生労働省、内閣府等でそれぞれ推進している子ども政策を一部移管するとともに、司令塔として関係省庁への総合調整権限を持たせる組織として、令和3年12月21日に設置法案等が閣議決定され、令和5年4月創設を目指しており、今国会において審議中となっております。

こども家庭庁の体制としては、妊娠・出産、子供の居場所づくりなど、子育て世代を支援する成育部門、虐待や貧困、不登校、ヤングケアラーの問題など、子供の安全・安心な生活環境を支援する支援部門、子供の視点に立った政策・企画立案をする企画立案・総合調整部門の3つの部門で構成し、子供たちの健やかな成長を目指すものとされており、文部科学省所管の学校教育の振興、幼児教育の振興、学校におけるいじめ防止、不登校対策について、共同で当たっていく考えが示されております。

発足されれば、順次方針やそれに基づく政策が示されると考えており、その場合は、文部科学省、関係省庁と一体となって取り組むこととなり、より強力な国のリーダーシップの下、子供の安全で安心な生活環境の整備が図られていくものと考えており、今後の国からの情報を注視してまいります。

次に、教員不足、労働条件の改善について、本町の現状であります。教員不足について

は、2010年代以降、団塊世代教員の大量退職による需要拡大と教員採用試験への応募者が減少してきたことが要因となり、需給の調整弁となっていた非正規教員の人材プールからも多くの教員が正規雇用され、加えて近年の病気休職者の高止まりもあり、教師不足が一気に顕在化してまいりました。

県内でも、代替の教員が配置にならない状況がありましたが、本町においては、年度当初は過不足なく配置されました。ただし、その後、病気休暇を取得した教員の代替が配置できていない状況が1件あり、直ちに配置されるよう、教育事務所に強く要請しているところがあります。

次に、労働条件の改善についてであります。教育現場では、学習指導要領や教育制度の改革により、小学校では新教科の増設により授業時数が大幅に増やされ、21世紀型の学力観に伴う授業方法や評価方法の改革にも対応を迫られました。加えて、現在の社会情勢を反映する貧困やDV、いじめ、不登校、SNSへの対応など、教員の仕事量がますます増加しており、全国的に教員の長時間労働が常態化しております。

このような状況から、国や都道府県、各自治体では、教員の確保や教員の負担軽減、労働環境の改善に向けて、教員の働き方改革を進めております。

山形県では、働き方改革プランを策定し、時間外勤務時間が月80時間を超えないよう指導しており、勤務時間の縮減に向けた重点項目として、勤務時間管理の意識啓発や適切な部活動運営など5項目を設定し、取組が進められております。

本町では、県事業である教員の作業負担を軽減するためのスクール・スタッフ・サポート事業や部活動指導員配置事業を活用し、川西中学校に2名の人員を配置しているほか、各小・中学校に、町単独で12名の学習支援員とコロナ対応事業による2名の学習指導員を配置し、きめ細かな指導や教員が本来の仕事に注力できるよう、取組を進めております。

また、本町の小・中学校は、コミュニティ・スクールとして、非常勤の地域学校協働活動推進員が地域のボランティアを募り、学校の環境整備や登下校の見守り、栽培活動や読み聞かせなどを行っているほか、児童・生徒の成績や健康管理の情報を一元管理できる学校校務支援システムを全校に導入する予定をしており、このシステムの導入により、児童・生徒の情報共有が図られるため、労働時間の短縮が期待できます。

これらの人員の活用やシステムの導入を図ることにより、多忙な教員の負担を軽減するとともに、労働環境の改善に努めてまいります。

次に、教員免許更新制廃止について（長所、短所、評価）であります。教員免許更新制

については、平成19年6月に成立した改正教育職員免許法により、平成21年4月1日から導入されました。

具体的には、導入以降に発行された免許状には10年間の有効期限がつけられ、期限前2年間のうちに、大学などで行われる30時間の更新講習を受けることが義務づけられました。また、それ以前に免許を取得している人についても、35歳、45歳、55歳時に更新講習の受講を義務づけ、受講後、修了確認を都道府県教育委員会から受けないと免許が失効する仕組みでありました。

教師に自信を持って教壇に立ち続けてもらうため、時節に合った教育、必要な教育を学ぶことが目的でありましたが、自分で講習場所を探し、自費で受講することや、必ずしも関心のある講習内容ではないことなど、更新講習の内容に対し、疑問や不満の声も多数あったようであります。

また、多忙な学校現場で複数の研修を受ける煩わしさなどが指摘されており、実際に全国で、毎年100人前後の免許失効者が発生していると言われております。

このような中で、昨年3月に文部科学大臣より、教員養成、採用、研修等の在り方について、中央教育審議会に対し諮問されましたが、その中に免許更新制の抜本的な見直しも含まれました。

議論の中で、今後、新しい研修制度を構築する上で、現在の更新制は不要との結論から発展的に解消することが求められ、改正教育職員免許法が本年5月に可決され、7月1日施行により制度が廃止されることとなりました。

私から評価をさせていただくことは控えますが、教員に求められる資質を維持、向上するために研修の機会を設けることは異論なく、教員自身が様々な機会を捉え、積極的に学ぶ姿勢を持ち続けていくべきであると考えております。

改正法によりますと、今後、教育委員会において、独自研修の実施や認定する研修を受講した旨を、教員ごとに記録する内容が盛り込まれているとのことであり、どのような研修が必要とされ、どのように実施するのか、国・県の情報を受けながら、研究、開催してまいりたいと考えております。

以上、神村建二議員のご質問のお答えとさせていただきます。

○議長 町長原田俊二君。

(町長 原田俊二君 登壇)

○町長 神村建二議員のご質問にお答えいたします。

健康寿命を延ばす取組は進んでいるかについてであります。本町では、健康増進計画において、生活習慣病を予防し、死亡率の低減を目指すため、健康寿命を延ばす取組を重視しております。

健康寿命とは、国民生活基礎調査で、健康上の問題で日常生活に影響がないと答えた人の割合や年齢別の人口、死亡数などから3年ごとに算出し、介護を受けたり、寝たきりなどにならずに日常生活を送れる期間を示しております。

健康寿命の全国平均は、2019年時点で、男性が72.68歳、女性が75.38歳と、前回調査から男性が0.54歳、女性が0.59歳延びております。また、都道府県別で健康寿命が最長だったのは、男性が大分県、女性が三重県と公表されており、本県は、男性が72.65歳で全国24位、女性は75.67歳で全国23位という状況でありました。

さて、最初のご質問の、本町の健幸マイレージの効果をどう評価しているのかについてであります。健幸マイレージ事業は、生涯を通じた健康づくりを推進するため、健康づくりの重要性を広く普及啓発するとともに、町民が自主的かつ積極的に健康づくりを実践することを目的に、平成27年度から山形県と連携して取り組んでおります。

昨年度の町民の参加者は、コロナ禍の影響により66名と少なかったものの、それ以前は約170名程度の参加者となっております。

本町では、運動や減塩、日常の体重・血圧測定、歯磨きなどの生活習慣や各種健診の受診など、健康づくりに5つ以上取り組むことでやまがた健康づくり応援カードが交付され、県内協力店でこのカードを提示すると、様々な特典やサービスを受けられるようになっております。

また、町民の参加を促進するため、自主的に活動している百歳体操、ダンベル体操など、身近な健康づくり活動も健幸マイレージ事業の対象としております。

あわせて、町内の事業所に参加を広く声がけした結果、近隣市町では一番多い27の事業者にも協力をいただきながら、カードの特典やサービスが得られやすい環境づくりを進めております。

本事業の評価としては、参加者の声を聞いた結果、約9割の方から「参加してよかった」との声があったほか、「週3回お酒を休むようになった」、「食事に気をつけるようになった」など、健康づくりへの意識が高まったとの感想が得られており、健康づくりへの取組に一定程度効果があったものと評価しております。

健康づくりの主体は町民一人一人であることから、健幸マイレージ事業に参加者が広がる

ことで、町民の健康づくりへの機運が一層高まるものと期待されますので、子育て世代をはじめあらゆる世代に働きかけ、参加者の増加を目指してまいりたいと考えております。

次に、健康寿命延伸に必要な基本的な次の行動に対し、どう計画し、支援しているかについてであります。本町の健康増進計画に基づき、脳卒中、心臓病等の循環器病発症と死亡を減らすことを目的に、高血圧、肥満、糖尿病等の生活習慣病対策を重点的に展開しております。

ご質問の1点目の食生活を見直すについては、県と連携し、減塩・ベジアッププロジェクトの推進に取り組んでおります。ベジアッププロジェクトとは、野菜を1日350グラム食べることを推進しているものであります。農業県を標榜している本県において、現在70グラム不足しているという栄養調査結果に基づき、野菜を今より70グラム増やす、プラス1皿を食べようを推進しております。

減塩については、食塩摂取量と高血圧は密接な関係にあり、食塩摂取量が非常に少ない地域では高血圧の人は見られず、加齢に伴う血圧上昇もほとんどないことが示され、また、食塩摂取量の多い方は肥満の割合が高いことが報告されております。

高血圧の治療では食塩の摂取制限が非常に重要であり、日本高血圧学会は、1日6グラム未満を推奨していることから、本町では令和元年から、自分がどの程度の食塩を摂取しているのかが分かる推定食塩摂取量検査を、県内で初めて健康診査に導入しております。

現在は、19歳から74歳までを対象に検査を実施しておりますが、さらに、今年度から3歳児とその保護者に実施し、幼児期からの適正な塩分摂取や食育の動機づけにつなげております。

昨年度の検査結果としては、平均で男性が10.0グラム、女性が9.9グラムと、塩分摂取が多い状況でありました。摂取量が多い方には、管理栄養士による減塩講座を開催し指導するとともに、町内医療機関、歯科医院、薬局や飲食店等の協力をいただき、減塩の啓発活動を行っております。

また、毎月19日の食育の日には、森のマルシェにおいて健康ランチの提供やレシピの配布、減塩・ベジアッププロジェクトの周知も行っております。

次に、2点目の日頃から活発に運動するについては、適度な運動を継続することは、肥満や生活習慣病の予防に有効であり、さらに、高齢者の自立度を高め、快適な睡眠、ストレス解消にも役立つと言われております。

しかしながら、特定健康診査の問診結果から、運動習慣のない人の割合が86%と高く、運

動習慣の定着が町民の生活の課題と捉えております。

この課題解決のため、健康増進計画においては、今より10分多く運動しようを目標とし、特別な運動に取り組むということではなく、あと10分多く体を動かすプラステン（+10）を推進しております。

ウォーキング推進事業、ぐるりウォーク+10は、当初、川西ダリヤパークゴルフ場ジョギングコースを周回するウォーキング事業を実施していましたが、冬期間は降雪のため利用できず、また参加者から「冬期間こそ歩きたい」との声が上がったことから実施方法を見直しました。

検討した結果、フレンドリープラザの館内をウォーキングし、ウォーキング後に司書による朗読など、フレンドリープラザと連携し、参加者が楽しめる内容を盛り込みました。最近、この取組が県内のテレビ局で報道されたこともあり、参加者が増加することを期待しております。

今後は、日常生活の中で無理なく実践できる運動を紹介したり、身近な散策コースを設定するなど、町民の皆さんが自分に合った健康づくりを見つけ、楽しみながら継続して運動できる取組を推進してまいります。

次に、3点目の定期的な健診を行うについてであります。健康増進計画、データヘルス計画、特定健康診査等実施計画において、健康診査の受診率を評価指標の一つとしており、健診で自分の身体の状態を知ることで健康づくりにつながるよう、できるだけ多くの方に健診を受けていただきたいと考えております。

健診は、特定健康診査、人間ドック、各種がん検診、骨粗鬆症検診、C型肝炎ウイルス検診等があります。国保加入者の特定健診において、特に40代と50代の受診率が低いことから、昨年度より40歳、45歳、50歳及び55歳の人間ドックの自己負担を無料とし、積極的な受診につながるよう取り組んでおります。結果として、これらの年代の人間ドック受診率は、令和元年度の17%から令和3年度は43%に伸び、受診者の増加につながりました。

また、健診の結果から指導が必要と判定された方には、生活習慣を見直す動機づけを図るため、保健師、管理栄養士による保健指導を実施しております。

今後とも、健診受診率の向上を目指し、制度の周知や受けやすい環境整備に取り組んでまいります。

次に、本町で取り組んでいる上記以外の健康寿命を延ばす活動は何かについてありますが、高齢化が進んでいる本町において、元気な高齢者が1人でも増えることが重要であると

考えております。

日本歯科医師会では、残った歯の数が少ない人ほど寿命が短く、認知症の発症率も上昇する、歯周病が心血管疾患リスクを上昇させる、歯周病は糖尿病と密接に関連している、口腔ケアを行うと肺炎のリスクが低下するということを公表しております。

そこで本町では、生涯を通じた歯の大切さ、かめる口腔機能の維持、いわゆるオーラルフレイル予防を重視し、令和元年度から町内歯科医師と研修会を始めております。

また、町内幼児施設、小・中学校保健担当者と歯科医師の合同研修会を開催し、それに基づき、保健師と歯科衛生士が幼児施設、小・中学校に出向き、歯磨きの仕方や口の中の健康など、歯科保健教室を実施しております。

また、健康増進計画では、かかりつけ歯科医を持つことを個人の行動目標に設定しており、今年度より、初めてのお誕生日歯科健診として、歯が生えたら歯医者さんで健診を受ける取組を始めました。子供さんを通し、保護者や家族もかかりつけ歯科医を持ち、歯の定期健診を受けることを推進してまいります。

さらに今年度からは、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の取組を開始し、後期高齢者の健診の結果から、体重が減った方、高血圧や糖尿病で病院を受診していない方、腎機能が低下し人工透析になるおそれがある方、将来、嚥下障害のおそれがある方等約100名を対象に、保健師、看護師、歯科衛生士、管理栄養士がチームを組み、訪問健康指導する事業に取り組んでおります。

これらの評価は健康寿命を指標としますが、さきに述べましたように、健康寿命は国が3年に一度独自に算出し、都道府県の数値は公表するものの市町村レベルの公表はありません。そこで本町では、かわにし未来ビジョンの町民総活躍プロジェクトにおいて、要介護2認定未満の年齢を数値目標として使用している平均自立期間の数値を独自に活用しております。この数値は、国保データベースによるもので、本町の平均自立期間は、令和元年の81.05歳に対し、令和3年には81.20歳となっており、2年前と比較し伸びております。

今後は、さらなる健康寿命延伸に向け、年齢や心身の状態にかかわらず、生き生きと生活できる地域社会の実現を目指し、専門職のスキルの向上、関係機関との連携等の取組を進めてまいります。

以上、神村建二議員のご質問のお答えとさせていただきます。

○議長 神村建二君。

○8番 最初の通知表制度でございますが、我々の時代は、もう何十年も前ですけども、今

でもそうかもしれませんが、通知表じゃなくて通信簿というふうに当たり前に言っておりました。それで、年に何回か学校と家庭を往復して、その評価を見ていたという記憶がございます。

この通知表の制度については、あるのがよいとか、ないのがよいのかという、単純には決められないというふうに思っております。ただ、何をきっかけにして考えてみる必要があるのではないかとということで、そういう思いであります。

通知表のないところは、先ほど話したような関東圏の公立学校ありますけれども、そのほかにも全国的には散見されておまして、長野県の公立小学校では、通知表もない、それから時間割もない、それからチャイムもないという実践教育を行っているところもございます。

前段の質問通告で述べたように、文部省が、子供自身が学んだことの意義や価値を実感し、目標や課題を持って学習を進めていけるようにすることが大事だと言っています。要するに、目標及び課題を持って学習を進めていけるようにすることが大事だと言っておりますが、そういった観点から、本町の学校教育で工夫されていることがあれば、お聞きしたいと思います。

○議長 小林教育長。

○教育長 本町の学校で工夫されていること等についてであります。まず本町の場合、通知表について、例示でありました学校のように、よい評価が多かったら喜び、そうでなかったら悲しむだけというような短絡的な評価、受け取り方にならないように、学年ごとに評価基準を示して、所見や面談等を通じて、常日頃の授業の様子や個々のよさや課題等を伝えており、通知表の意義や様式を含めて、現在の方法で保護者の方にご理解いただいているものと考えております。

また、21世紀型の教育というようなことで、学習評価は先ほど議員ご指摘のとおり、子供自身が学んだことの意義や価値を実感し、目標や課題を持って取り組んでいけるようにということでございますので、授業の振り返り等を重視しながら進めてまいりたいと考えております。

また、現在の評価は、ランクづけにならないように集団内で比較する相対評価ではなく、目標に対してどこまで到達したかという到達度評価になっております。

通知表を作らなければ、事務量として時間は一時的に削減できますが、年度末には、公簿である指導要録に個別に学習状況の評価を記載しなければならず、必ず單元ごとの評価を記

録に残すことが必要になってまいります。

働き方改革の点からいえば、校務支援システム等の導入、またICTの活用等も進んでおり、以前より教師の負担は減少していると考えます。

なお、21世紀型の教育に合うように3観点評価で評価は行われておりますが、知識、技能、思考、判断、表現、主体的に学習に取り組む態度、これらが見につくように、ICTなどを取り入れながら授業改善に努めてまいりたいと考えております。

○議長 神村建二君。

○8番 ありがとうございます。

それで、いずれにしても、本町にあっても、真に子供のための仕組みというふうにしていただきたく要望いたします。

次に、こども家庭庁の件でございますが、これは、2023年4月に新設されるということが決まっております、子供に関わる課題を、総合的、包括的に見ていくということでございますが、ただ、今の時点ではその辺の不透明さが見られます。

義務教育の問題だとか子供の貧困、いじめ問題、ヤングケアラー、学級崩壊、ひとり親家庭、こういったもろもろの内容について、これから対応していくというこども家庭庁の考えであります、このこども家庭庁に期待していることは何かございますか。

○議長 小林教育長。

○教育長 現在も、家庭状況等で課題を抱えているお子さんが、多数ではないですね、いらっしゃると思いますので、そういった場合、関係機関と連携を取りながら、ケース会議を開いたりしながら対応しております。

そういったところのスピード感であるとか指示系統が一元化され、よりスピーディーな対応が可能になるものと期待しております。

以上でございます。

○議長 神村建二君。

○8番 先日の新聞報道ですけれども、県内のいじめの数値が発表になりまして、山形県では前年度に対して1割増えていると、数としては1万3,539件あると。

非常に多いいじめの件数でございますが、このいじめの原因、あるいは増えている原因というのは何か考えていらっしゃいますか、何であるかということ。

○議長 小林教育長。

○教育長 昨年度より、数的には、今議員ご指摘のようにいじめの件数が増えております。

それは、教員のほうの積極的にいじめを認知するという意識が高まってきたことも一つ挙げられます。

また、県教育委員会のほうで意見として出している1点は、コロナの影響もあって長期の休業等があった。それで久しぶりに学校に来て、そのうれしさが高まってくる、気持ち的に高揚してしまって、そういったところで、種別的には、からかいとか冷やかしの傾向が結構高かったと思うんですけども、そういったところに出ているのかなというような分析結果が出ておりました。

私も、学校さん訪問させていただくと、やはりそういったところに、子供のマスクで顔の表情が見えなかったりとか、そういうようなところも多少影響があるものと考えております。

○議長 神村建二君。

○8番 分かりました。

次は、教員不足、労働条件の改善というところでございますが、先ほどいろいろと労働条件について、本町の場合は教員の数もほぼほぼ満たされていると。労働条件もいろんな考えで、これから一番と問題なのは部活の顧問をしているというのは、それが時間をオーバーしているというふうに考えておるんですけども、そういった認識でよろしいのでしょうか。

○議長 小林教育長。

○教育長 昨年度の超過勤務の実態等を集計しておりますが、前期の中学校のほうでは、月平均80時間を超える教員が12%おったのですが、下半期の調査では、これがゼロになっております。

その理由で考えていくと、上半期は、部活動が最も超過勤務の要因になっておりましたが、下半期の実態を見てみますと、校務分掌の業務であるとか、教科指導の準備であるとか、そういったものも理由になっております。部活動の負担は、やっぱり結構大きいとは考えます。

○議長 神村建二君。

○8番 いずれにしても、今の働き方改革ということを含めて創意工夫をした授業を行って、確かな学力を育む教育を熱望いたします。

次に、健康寿命を延ばす取組でございますが、先月ですが、NHKの放送で町の健康に関する取組の様子が放映されました。健康子育て課の職員の方が一生懸命活動をされて、効果を上げているという様子でした。

町外からも大きな反響があったと聞いておりますが、まずそのことについて伺いたいと思います。

○議長 小林健康子育て課長。

○健康子育て課長 私のほうからただいまのご質問にお答え申し上げたいと思います。

議員がおっしゃったとおりに、4月14日のNHK「トリセツショー」におきまして、本町の体操の取組、こちらが放映されております。

中身につきましては、ぐるりウォークの参加者19名に協力いただきまして、2週間から1か月、血管ストレッチというものの体操を取り組んでいただいて、その前後の血管年齢を測定して、5名が、血管年齢が改善したといった内容のものでございます。血管ストレッチにつきましては、簡単に申し上げますと、30秒間隔で各種ストレッチと、あと休息、これを交互に繰り返すものでございます。

議員ご指摘のとおり反響がございまして、町内10名程度を含みます40名程度の方から問合せありまして、高齢者の方がちょっと多いんですが、NHKのホームページやYouTubeから同じ内容が取れるんですが、それができないという方については、この40名程度には、トリセツショーで扱った血管ストレッチのパンフレットと本町のパンフレットも同封しまして、周知しているといったところでございます。お礼の手紙も頂いておるところでございます。

今後につきましては、さらなる普及におきまして、百歳体操のほうで取り入れていただきたいなというふうに今動いている最中ではございまして、さらなる普及活動をやっていければなど考えております。

以上です。

○議長 神村建二君。

○8番 そうやってNHKにも放映されるほど、非常に活発な活動をされているというような印象を与えたわけでございますが、健康寿命を延ばすには、ここにも記載させていただきましたが、食生活の改善、それから日頃からの運動、そして、健康診断というふうに書かせていただきましたが、運動の場合は、町でいろんなメニューを用意しているということでございまして、それがたくさんございますが、いつ、どこで、どんな内容だかというのが、なかなかうまく伝わっているのかなという感じを受けていますので、研究をしていただきたいと思いますが、何かコメントあればお聞きします。

○議長 小林健康子育て課長。

○健康子育て課長 私のほうからお答えさせていただきます。

今現在、町のフェイスブック見ていただきますと、かなりの割合で当課の情報を流してお

るということで、努力はさせていただいております。

さらなる町報、あとはチラシ等を活用しまして、周知に努めていきたいというふうを考えておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○議長 神村建二君。

○8番 健康寿命が延びれば、医療にかかる回数も減って、結果として医療費の削減にもなるわけでございます。

これからも町民挙げて健康づくりに進んでいくように熱望しまして、質問を終わります。

○議長 神村建二君の一般質問は終了いたしました。

ここで休憩いたします。

再開時刻を午前10時45分といたします。

(午前10時27分)

---

○議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午前10時45分)

---

○議長 第2順位の4番寒河江 司君は質問席にお着きください。

寒河江 司君。

第2順位、寒河江 司君。

(4番 寒河江 司君 登壇)

○4番 本日の2番バッターであります。

議長に通告のとおりご質問をいたします。

都市計画は、昭和26年に小松都市計画区域の指定を受け、昭和30年の町村合併により川西町が誕生し、昭和43年に川西町都市計画区域に変更されてから50年以上経過しているわけですが、その後、昭和50年の用途地域変更や昭和56年の都市計画道路の変更、昭和57年に川西町公共下水道計画決定、平成7年、川西町都市計画用途地域の見直し、平成26年には川西町都市計画区域の見直し、令和3年に川西町都市計画用途地域の見直しの約50年間の経緯があるわけですが、川西町都市計画の経緯と工業地域の経緯、都市計画道路の経緯、用途地域変更の経緯をお聞きいたします。

川西町都市計画区域が1,982ヘクタールあり、うち用途地域が199.7ヘクタールの都市計画

の内訳となっているが、工業地域27ヘクタール、準工業地域が14ヘクタールの中で、計画倒れになっている区域があり、都市計画道路も整備率ゼロ%のところもあり、計画はしたものの実行されていない都市計画の現状で、今回、川西町都市計画マスタープランの見直しを行うに当たり、川西町の農業、工業、商業、観光などを鑑み、人口減少や高齢化社会の中での、マスタープラン全体の、現実的で川西町の将来を明るくするものにする考え方、方向性をお聞きいたします。

以上、壇上からの質問といたします。

○議長 町長原田俊二君。

(町長 原田俊二君 登壇)

○町長 寒河江 司議員のご質問にお答えいたします。

初めに、都市計画について、都市計画の経緯についてであります。都市計画は、都市への人口や産業の集積と、都市の成長や発展を適切にコントロールし、土地利用の規制や誘導、施設の整備等を含む、総合的、広域的な計画であり、都市の計画的な発展、秩序ある市街地の形成、健康で文化的な生活の実現を目指すものであります。

本町の都市計画については、議員のご質問にありましたとおり、昭和26年に、県より旧小松町全域1,867.4ヘクタールが、小松都市計画区域として指定を受けたことが始まりであります。その後、昭和30年の町村合併を経て、昭和43年に、川西町都市計画区域として1,507ヘクタールに変更し、昭和50年には、羽前小松駅西側の市街地158.4ヘクタールを用途地域に決定しております。

以来、昭和56年には、都市計画道路を13路線から現在の6路線に変更し、昭和57年には公共下水道計画を決定、昭和62年には、都市計画施設として現在の斎場を整備してきたところがあります。

平成7年には、都市計画法及び建築基準法の改正に伴い、用途地域における住居系用途地域を変更し、平成26年には、公立置賜総合病院周辺の無秩序な開発防止と一団の優良農地の保全に配慮した計画的な土地利用の誘導を図るため、長井市との行政区域界まで都市計画区域を拡大し、現在、都市計画区域は1,982ヘクタールとなっております。

また、昨年度は、二井町地区と美女木地区を用途地域に指定し、現在、用途地域は199.7ヘクタールとなっております。

次に、工業地域の経緯についてであります。本町の工業地域は、昭和50年の用途地域の指定において、当時、誘致企業として弱電関連企業が操業されており、工業系の土地利用の

誘導が期待される地域として、もみの木町周辺地区の約20ヘクタールを区域指定してきました。

当該もみの木町周辺地区の工業地域については、現在操業中の企業が駐車場として一部拡張された経過がありますが、工業系の土地利用は進んでいない現状にあるため、今後、都市計画マスタープランの見直しにおいては、用途地域の将来的な開発の可能性など、見直しの検討を進めていきたいと考えております。

なお、令和3年には、用途地域の変更により、二井町地区の約7ヘクタールの地域を工業地域に加えております。同地域には、現在、山形三菱鉛筆精工株式会社をはじめ関連工場が操業しており、今後、羽前小松駅前の三菱鉛筆株式会社山形工場が同地域に移転する予定であります。

次に、都市計画道路、用途地域変更の経緯についてであります。本町の都市計画道路については、昭和30年の町村合併当時に13路線を指定しておりましたが、昭和56年に、都市計画法の改正により用途地域外の路線の見直しを行い、用途地域内に道路網の整備を図ることで無秩序な市街地形成を抑制する観点から、現在の6路線に変更したところであります。

都市計画道路の配置の考え方については、中心市街地の都市計画道路ネットワークとして、おおむね400から500メートルピッチで計画されており、昭和56年の路線変更にあたっては、地元住民への説明会、国鉄等の関係機関との協議を経て決定されたものであります。

なお、現在の都市計画道路の進捗については、総延長1万1,310メートルの計画路線のうち2路線が整備済みで、整備区間は約5,610メートル、整備率は49.6%となっております。

次に、用途地域変更の経緯についてであります。さきの都市計画の経緯で触れましたが、昭和50年の用途地域の指定以降、平成7年に、都市計画法及び建築基準法の改正により、8種類の住居系用途地域を12種類に変更しております。

また、令和3年には、美女木地区内の住宅地形成の現状や二井町地区においては、既存企業の操業の状況により、工業系等の計画的な土地利用の誘導が期待されることから、それぞれ住居系、工業系の用途に指定し、用途地域を拡大したところであります。

都市計画マスタープランは、平成4年の都市計画法の改正を受け、都市計画を有する市町村において、長期展望に立った目指すべき将来像や都市計画の基本的な指針として策定が義務づけられ、本町では平成25年3月に、現在の川西町都市計画マスタープランを策定したところであります。

本町の都市計画マスタープランは、人口や世帯数、土地利用、交通、産業及び都市施設等

の現況や課題とともに、上位計画となる県の都市計画や町の国土利用計画を踏まえ、将来の都市構造の方向として、羽前小松駅周辺を中心市街地については、行政、文化、商工業、居住等の拠点機能として土地利用を推進するとともに、一般国道287号米沢長井道路や一般国道113号梨郷道路の整備により、公立置賜総合病院周辺を新たな市街地に位置づけすることとし、平成26年には都市計画区域の見直しを図り、小松地区から長井市行政界まで区域を拡大したところであります。

都市計画は、長期展望に立った将来の目標や骨格を示すもので、計画の継続性とともに、国・県や近隣市町との広域的な調整をはじめ、住民の合意形成が必要であり、その整備には相当程度時間も必要となります。

こうしたことから、計画の変更は慎重に取扱うことが求められてきた経過がありますが、国においては、日々変化する社会情勢や人口減少、高齢化を踏まえ、都市計画の適時適切な見直しを行うことが都市計画運用指針に盛り込まれたところであり、さらに、近年、都市計画道路の見直しの手引きにより、各自治体に対し、見直しの促進に向け積極的な助言を發出しております。

今後、本町の都市計画の在り方については、役場庁舎の羽前小松駅東地区への移転や、駅西の旧庁舎跡地の地域振興拠点施設整備等で都市機能の配置が変化したこと、また、一般国道113号梨郷道路の開通や一般国道287号米沢長井道路の整備、町道虚空蔵山西線の開通に伴う沿道の土地利用や将来の交通需要予測等を踏まえながら、中心市街地全体のグランドデザインの方向性と併せて都市計画マスタープランの見直しが必要と考えており、本年度、都市計画基礎調査に着手してまいります。

以上、寒河江 司議員のご質問のお答えとさせていただきます。

○議長 寒河江 司君。

○4番 今回、私の質問は、事務方が答弁できるような質問ではなく、町長の、ひとつ将来の方向性、あるいはこうしていくんだということを、今からでも胸のうちをお聞きしたくて質問したというようなことを、まずもって最初に言うておきたいと思っておりますので、ひとつ分かりやすく答弁をお願いしたいなというふうに思います。

まず、さきに計画が26年にしましたけれども、道路に関してゼロ%のところがある。ほかのところは100%のところもあるんだけど、道路計画でゼロ%があるということは、何か不都合なことがあってできなかったのか、あるいはこれからだということか、そこら辺ちょっと実情をお聞かせ願えませんか。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 都市計画道路が計画されながら着手されていないところがあるのではないかとのご指摘をいただきました。

その計画段階から見れば時代状況が変わり、また道路事情なども変化するわけでありまして、その中で、大きくは費用対効果などが図られてなかなか事業化できないということ。さらには、関係する地権者等の皆さんもいらっしゃるわけでありまして、費用がかかり増しているというようなこともあって、代替機能が果たす町道等があれば、その見直しなども当然してくる必要があったのではないかなというように思いますが、着手できないということは課題があったものと思いますし、見直し作業を継続しているというふうに捉えているところであります。

○議長 寒河江 司君。

○4番 その時代時代によって見直ししなきゃいけないでしょうけれども、我々の同僚議員からも請願書が提出されまして、これを早く着手するよというふうな思いもありました。

その中で、今回このマスタープランの見直しにおいて、請願を出したにもかかわらず、いや、それは駄目だというふうにするのか、いや、それはもう請願出ているので、一步でも二歩でも進めていきますよという考えなのか、そこら辺、町長どういうふうにお考えですか。

○議長 原田町長。

○町長 議会の総意として請願が採択されているということは、議会の考え方といいますか、示されたということで、尊重していきたいと思えます。

各種事業がございますので、町道整備も含めてでありますけれども、その中でニーズといいますか、必要性、また緊急性、そういった総合的な判断の中で事業化をしていくということで、その請願のみならず、様々な本町の発展のために必要な整備を進めているところでありますので、その優先順位等についてはご理解賜りたいと思えます。

○議長 寒河江 司君。

○4番 苦しい胸のうちなんでしょうけれども、せつかく請願も出しながら町のためにと。

請願の中には、通学道路にもなっているというようなこともありながらの、やっぱり道路計画というのは、将来何十年後のことを考えながらしなきゃいけないので、どっちつかずじゃなくて両方とも生きるような計画を、町長の頭の中、胸のうちに持っていたきたいなというふうにご要望いたします。

それから、次に、今、287号線バイパスが工事となっております。それで、虚空蔵山西線が

1期工事、2期工事と計画されているわけですが、その中で両方とも、片や米沢の高速道路に乗るバイパスだと、片や米沢に行く287号線だと。

その中で、考えてみれば一方通行みたいになるんですが、ここのアクセスというんですか、つなげるというような大まかな考えが町長にあるのかないか、ちょっと方向性だけお聞きしたいです。

○議長 原田町長。

○町長 西回り幹線と言われる虚空蔵山西線につながる幹線道と、あと米沢長井道路を、どういふふうに東西を結んでいくかということでありましてけれども、今の関係の中では、高川線が、本町の中では大きな基幹道路として機能しているというふうに思っておりますので、さらに、小松の町なかを通るものが必要なかどうかという質問だと思いますが、現況からすると、現在の、例えば緑町の287号の踏切の横断なども含めてですけれども、アクセスについて改善を求めて、県のほうにも要望書提出させていただいておりますので、さらに大きな道路整備をするというよりは、高川線を中心として東西を結んでいくということが、私としては今現実的なのかなというふうに捉えています。

○議長 寒河江 司君。

○4番 都市計画のマスタープランを計画する上で、やっぱり町長の考えがばちっとあれば、あとは事務方が全部やるわけですから、その中で地元の要望としては、やっぱり東西線、高川線と、あとは、うちの虚空蔵山線からバイパスにつなげるというようなことを、あるいは、今度は北側の東西の道路というようなことを念頭において、地元が、皆さんが便利のように、利用しやすいように、ひとつ考え方をお願いしたいなど。

まだ、計画ですから町民の意見を聞いて、できませんでしたじゃなくて、ある時はヒトラーみたく独裁的なことも中には必要だと、全面的には駄目ですけども。私はこういうふうにしていくんだという方向づけを示していただければ、町民の方も、あるいは事務方も動きやすい。あとは町長がやれ、その一言でいいわけですから、そこら辺は考えていただきたいなど。

次に、都市計画の道路計画の考え方なんですが、この中に都市計画審議会というものがありまして、この中に議員が4名参加することになっているそうですが、今回の見直しでもこれは生きているんでしょうか、生きるようにするんでしょうか。

○議長 原田町長。

○町長 審議会の経過につきましては、条例等で定められているというふうに私は認識してお

りますけれども、担当課長から説明させますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長 奥村地域整備課長。

○地域整備課長 ただいまの都市計画審議会の内容についてのご質問でございますが、都市計画審議会、町の条例で定められている審議会でございますが、その中には、国の審議会に対する委員構成として、町議会の議員も委員構成に含めるということが上位法令でも定められておりますので、引き続きそういった委員構成は継続をしながら対応をしてまいりたいという考えでございます。

○議長 寒河江 司君。

○4番 なぜこんな質問をするかという、これ、町民の方が見ていらっしゃるんで、内容が全然分からない町民のほうがいっぱいいるんですよ。

都市計画をつくったのに、こういうことがあること、ああいうふうなことで、今回私は、質問の中身は、町民の方にお知らせするというのも踏まえて質問しているわけなんで、くだらないこと質問するなみたいなことは思わないで、町民にお知らせするんだという名目で、ひとつお答え願ひたい。

そこで、その条例に従って議会議員が出ます。でも、議員は2年ごと担当の委員が交代になるといった場合に、いや、そんなことないよ、議員だから誰でも任期中やってくださいよとするのか、あるいは、議会のほうに4名出してくれとって議会のほうから出すのか、あるいはそっちから任命するのか、そこら辺はどうなんでしょうかね。

○議長 奥村地域整備課長。

○地域整備課長 審議会の委員の議員の方々の選考に当たりましては、これまでの慣例としては、町のほうから議会のほうに、委員の選任というものを伺っているところでございますので、議会の中で、こういった方々をこの委員にということでお示しをいただいているというような現状でございます。

以上でございます。

○議長 寒河江 司君。

○4番 じゃ、議会のほうにお願いだというふうにしているということですよ。

そうすると、議会のほうでは、担当の産業厚生と総務文教と2年ごとに交代になるというふうなことになるので、その変更も、議会の側で今年度からはこの人だというふうにしていいわけですよ、そこらどうでしょう。

○議長 奥村地域整備課長。

○地域整備課長 今あったように、議会の選出の選考の基準として役職をもって充てているという現状であれば、その内容については、議会のほうで役職が代わったとすれば、委員を交代という申出を受けながら、こちらでは対応していききたいなという考えでございます。

○議長 寒河江 司君。

○4番 これもうやむやになっているような状況だったんで、今度、議会事務局のほうとも話しながら、2年に交代になったら、速やかに変更するという事も視野に入れながら、いや、お前でないといふことではないですけども、そういうこともやらなきゃいけないかなというふうに、ありがとうございました。

次に、都市計画を計画してから、随分と時間がかかるもんだなという町民の素直な疑問です。なに計画して道路1本こやうのに、あるいは工業区域に工業団地を誘致するのに、あるいは店1軒こっちに持ってくるのに、そんなに時間かかんだかという、素直な気持ちで私に問いかけられたんですから、それはいろいろな事情があるだろうというようなことなんで、町民に分かりやすく、なぜこんなに時間がかかるかという、さっさとできないものかというようなことあったんで、そこら辺、分かる範囲内で短めをお願いします。

○議長 奥村地域整備課長。

○地域整備課長 都市計画につきましては、まずは都市計画道路という部分を例に出していきますと、それぞれの所有者というものが当然出てきますので、その権利という部分を、その道路によって奪うというような行為もでございます。

そういった観点から、様々な町民の財産を左右する事業だということもあって、慎重にやらなくてはいけないということと、やはり事業には、相当数の費用というものがかかりますので、その財源を継続的にしていくという部分と、その計画はあくまでも骨子ということで捉えておりますので、その時代に合わせて必要性とか緊急性という部分が、その時々で問われてくるというような中で、総合的な判断の中で整備という部分は、先ほど申し上げた内容で今進んでいるという状況でございます。

○議長 寒河江 司君。

○4番 答弁書の中にもありますように、国においてはと、速やかに考え方を示せと言っているにもかかわらず、速やかではないというふうになれば、何がネックになっているんだというようなこともあるでしょうけれども、結局、今回のマスタープランの見直しの中で、また町民の声をお聞きするところから始まるというようなことで、平成25年の都市計画マスタープラン、このようにすばらしい計画をつくって、また町民から意見を聞くと。

そして、そのお聞きする方々、ずっと見るとまた同じような人が、そんなことはないでしょうけれども、センター長だったり商工会長だったりというようなことで、大体似たり寄ったりの方々の意見を聞いたって似たり寄ったりの話しかできない。そこら辺で草刈りしていたじいちゃんに聞けというわけじゃないですけども、町民の意見を聞くという部分も大事でしょうけれども、やっぱり町長の考えですよ。

町長の一本筋通った考えでどうだと、これで我が町は行くんだというような姿勢ですね、方向性だけは持っていただきたいですけども、そこら辺の町長の考え、いかがですか。

○議長 原田町長。

○町長 都市計画道路、さらには用途地域に指定されたところが、なかなか開発が進まないという現況の中で、国に対して県を通してでありますけれども、用途地域の変更とか都市計画道路の変更などについても、50年来手がかけられない状況が、歴史的な背景が変わったということもあって人の流れも変わっているので、計画変更の提案もさせていただきました。

なかなかその壁が厚くて、1回計画立てたものは完成を目指しなさいというのが国の姿勢でありましたけれども、ようやく近年になって、人口減少やさらには土地利用の在り方などについては柔軟に対応していいという、そういう答えをいただくようになってまいりましたので、そういう意味では、この25年当時のマスタープランから10年が経過する中で、新たな米沢長井道路の整備や、あと梨郷道路の整備、さらにはメディカルタウンの整備など、そして、大きな意味では役場庁舎の移転など、小松町内の土地利用の在り方などについても変更が生じておりますので、そういう意味では、中心市街地の活性化なども念頭に置きながら見直しをしていきたいなというふうに思います。

寒河江議員からおっしゃられたように、東西のアクセスなども大きな課題だというふうに捉えておりますので、その在り方などについても議論を深めさせていただいて、町民の声もしっかり受け止めていきたいなと考えております。

○議長 寒河江 司君。

○4番 ありがとうございます。

町長のお考え、これから進めていくんですが、このマスタープランつくったときに、住む人も来る人も住み続けられる、暮らし続けたいくなるまちづくりだと。すごいお題目で、ほかの地区から、すぐにでも転居したくなるようなことが書かれているんですが、この中で先ほど町長が言ったように、中心市街地の方々、歩いて生活できるようにまちづくりをしたいというふうにちゃんと計画しているわけですよ。

何メートル歩くといいんだということですよ。私、毎日ウォーキングしていますけれども、5キロは大丈夫だと言う人と、いや、100メートル内だとか、500メートルだというようなことで、その距離は人によって違うでしょうけれども、今、中心市街地見てください、商業、お店がどんどんなくなっているじゃないですか。

その中で、スーパーに行くといったときにぐるっと回っていかなきゃいけないでしょう。いや、それは歩いていきますよ、シルバーカーを押しながら、リュックサックしょって。それでも中心市街地の歩いて行けるまちづくりだというふうな考えなのか、いや、違うと。ちょっと行ったところだというふうな考えなのか。町長、そこら辺の考え方です、考え方だけ一言。

○議長 原田町長。

○町長 中心市街地の活性化基本構想の中には、町内の回遊ということをテーマにしながら、南北と東西を回遊して散策するようなまちづくりを進めるという、中心市街地の活性化基本構想があります。

そういう意味では、歩いて、コンパクトな川西小松内にありますので、歩く空間といいますか、そういったところはこれからも大事にして、観光の資源としても必要ではないのかなというふうに思います。

今言われたように、町民生活からすれば、線路を横断して東西にまたいだ町の中で、難儀されている方いらっしゃるということは、私たちも理解しているところでありますので、そういった方々の支援というのは、例えば高齢者の移動手段などについての支援とかという形で、福祉的な要素で対応していくことになるのかなというふうに思っております。

いずれにしても、東西のアクセスというのは大きな課題だというふうには捉えておりますので、今後、継続して事業化できるもの、また、県のほうにお願いすることなどについて、しっかり取り組んでまいりたいと思っております。

○議長 寒河江 司君。

○4番 ぜひ町民の、中心市街地の方々が生活しやすいように道路があつたりいろんなこと。

マスタープランの中が、川西町の骨格を担っているわけですから、その中でいろいろな付け加えがあつてやっているということで、一番芯になるところなものですから、あえて町長の方向性、今回、私は聞いているわけですよ。

その中で、川西町が景観行政団体に今現在指定されているのかどうか、ちょっとお尋ねしたいんですが。

○議長 原田町長。

○町長 大変勉強不足で申し訳ありませんが、町並み景観という意味合いでありますか。

ちょっと認識が不足しておりますので、ご指導いただきたいと思ひます。

○議長 寒河江 司君。

○4番 いや、私ごときが町長にご指導するような立場ではないですけれども、マスタープランの中で、結局、景観の基本計画というようなことで、景観計画は川西町が策定する基本的な考え方だと。

川西町は、景観行政団体になっておらずというふうにあります、あれから数年たったんで、景観行政団体になったのかなというただ単純な質問ですが、これはなったんでしょうかね、なっていないんでしょうか。

○議長 奥村地域整備課長。

○地域整備課長 本町では、まだその景観団体にはなっておりません。

○議長 寒河江 司君。

○4番 こういうこともマスタープランをよく見ますと、ややもするとなるようなことを書いていると。これじゃ、やっぱりどっち見ればいいんだというふうに私的に思うんです。なっていないかったらそんなこと書くなということです。

これもひとつ見直しのことなので、町長、ぼあ一つとした計画でなくて、やっぱり実現性。あっちもいいこと、こっちもいいこと、こんな分厚いの書いて、いや、実は人口減少でいろんなことがあって実現しませんでしたので、もう一回見直しますというよりも、もう10年から10年、15年なら15年で切って、そして、この10年間はこうやっていくんだというようなこと。

どうですか、この私の質問は道路がありの、工業化もありの、商業もありの、住宅もありのという、いろんな多岐にわたる質問なものですから、押さえどころがないと言われるかもしれませんが、基本はやっぱり町長の考え方次第ということになりますので、そういうようなことでマスタープランの見直しも含めながら、先ほど言ったように、どういう方々を町民の声として上げていくか、町長の胸算用をひとつお聞かせください。こういう方がいいんじゃないとか、いや、寒河江議員、お前はまれと言われれば、私はまりますよ。お前は駄目だと言われれば別ですけれども、そこら辺ちょっとお聞かせください。

○議長 原田町長。

○町長 有識者の方々に参画いただくということになると思ひますけれども、農業団体であつ

たり経済団体とか、あと福祉系とか、また若い人たちの声とか女性の声とか幅広く、将来この町に住み続ける人たちのニーズを把握していくことが大事だというように思いますので、当然議会の代表の方にも参画いただきながら、しっかり実効性のある計画をつくっていく必要があるのかなと思っております。

今日いただいたご意見、提言を踏まえて検討させていただきたいと思います。

○議長 寒河江 司君。

○4番 質問することは多岐にわたるものですから、まず分かりやすい質問、町民の具体的なことですね。

都市計画の中で色塗りしているもの、資料頂きました。その中で、先ほどもありましたように、電子会社が、そこにあるもみの木町、早い話、ケミコンですよ。そういうふうに言ったほうが町民の方には分かると思うんですけども。

あそこが20ヘクタール、工業地域として見ているというような中でケミコン1社なんですよ。そして、あとは田んぼをつくって、川西町の種子、種もみ用のものを作っているというようなことなので。

それであそこに行くのに、ケミコンの会社の資材を運ぶ、何運ぶというのに、山形銀行の前というんですか、あそこの道路を通っていくのか、あるいはぐるっと回って、今、口田沢線から入ってくるようにするのかということで、まず第一番目に、あそこのもみの木町の20ヘクタール。町長として、あそこを工業地域としてもう一回発展させるのか、あるいは、もう、いや、見直的にやめると。そして、そんなところ、別なところと言うと語弊ですけども、をしていくのかというような単純な質問をちょっとお答えください。

○議長 原田町長。

○町長 答弁書の中にも書かせていただきましたけれども、20ヘクタールの農地について、都市計画と用途地域指定されているわけでありましたが、農家の皆さんからは、用途地域されていることによって、例えば土地改良事業とか、あとは控除対策とか、様々な農業関係の予算が導入できないということで、優良農地として維持したいという声は強くいただいておりますので、もう50年近く開発行為が進められない状況を踏まえれば、見直し作業の中でこの工業地域についても、国のほうから指針として、現実に合った見直しが可能というふうにお聞きしておりますので、そういう意味で、地権者などのお声をお聞きしながら検討作業に入りたいと思っております。

○議長 寒河江 司君。

○4番 町長の胸のうち、そこは工業地域でなくて、もう見直しをして、農業のほうにするんだという考えでいいですね。

そうした場合に、早く解放してやってください。あそこの農家の人方、土地改良したくてしたくて、今、2反部1枚になっているのか、あそこら辺、分からないんですけども。どうせ、今そっちこっちで1町部1枚の田んぼしているときに、工業地域に認定されているものだから何も手つけられないということでは、そして、助成金ももらわれない、何もできない、ただ単にお前ら米作って、種もみ作ってろでは駄目なんで。早く見直しして、できないなら。

いや、あそこは、町として中心の工業団地を造るんだということだったらまだ話は分かるんですけども、現実合ったもので、やっぱり早く解放して農家の方の収益になるようにお願いしたい。その話を聞いただけでも、町長、筋が通ったかなというふうに思います。

それで、今度は工業団地の考え方というんですか、時間もなくなりましたけれども、工業団地を造るに当たって、何か町として企業を誘致する際、工業団地を造りました、ここに来てくださいとした場合に、何か町として特色ある計画づくりをするのか。何かここに工業団地を造るのに条件的なものがあるのか、そこら辺を分かる範囲内でお知らせください。

○議長 原田町長。

○町長 歴史的な経緯を見ると、寒河江議員が指摘されたように、都市計画用途地域の中に工業地として用途指定されているところを、なぜ開発しないのかというところで、でも、農業振興したいという地権者の方々の、そこで前に進まない中で、川西町の工業誘致については分散型で進めてきた経緯があります。

やはり工業エリアとしては、計画持っているというそれが大前提で国や県から指導されると、どうしてもそれを埋めなければ、新たな工業エリアは開発できないというような縛りがありました。先ほど来ありましたように見直し作業をすることによって、今回、二井町地内に用途指定させていただいた経過は、既存事業者の拡大ということを前提に取り組みせていただきましたけれども、やはり町として、今度は新たな形で道路網の整備などが進む集積しやすい環境を整えたところに、工業用地の開発なども視野に入れた考え方で取り組むべきかなと。

とりわけ、梨郷道路と米沢長井道路の結節点というのは、本当に置賜の要という形になりますので、そういう意味では、開発可能性の高いエリアとして検討をする必要があるのかなと、そんなことも考えているところであります。

○議長 寒河江 司君。

○4番 工業地域、区域というようなこと分かりましたけれども、今度は工業団地化して企業を誘致するといった場合、いろんなあの手この手使って誘致をしなきゃいけないと思うんですが、一番先に考えなきゃいけないものはどういうものか、ちょっと担当課の意見をお聞きしたいと思います。

○議長 遠藤政策推進課長。

○政策推進課長 ただいま寒河江議員のほうから、企業を誘致する際のポイントといたしますか、そういったものはどんなものかというふうに受け止めさせていただきました。

まず、簡単に申し上げまして、やっぱり土地ですね、土地の確保。企業誘致するには土地の確保が必要と考えております、受皿づくりをする必要がございます。

その場合、その場所については、一団の面積、土地を確保できるか、工業用等の配水が確保できるか、もしくは最近ではデジタル、いわゆるIT、5Gに対応できるか、そういったこと。さらには雇用が確保できるかというようなそういうことがあります。そういったハードとしては土地の確保、ソフトとしては、今申し上げました様々な条件をそろえる必要があるというふうに思っております。加えまして、あとはそれらに対する、企業様に対する町の情報、魅力の発信、この体制も必要だと考えております。

また、受ける町としても、ワンストップの窓口で企業様と信頼関係をつくりながら誘致を進めるという、そういうことも必要だと思っております。

もう一つは、一番大事なところでございますが、誘致をする際のインセンティブ、支援策とかそういったことのインセンティブ。それについても、やはりどこの自治体でも持っているところございますので、そういったものをしっかり準備をし、それを発信していくということが大事になります。

もう一点、一方では、今度は従業員の方々の働いた場合、福利厚生、いわゆる町内での運動、例えばレクリエーション、または温泉、休日のいわゆる過ごし方が、ライフワークスタイルにしっかり結びつくような、そういう資源などがあるかということもございますので、本町の持てる農業と観光、もしくは農業と工業、いわゆる6次産業、そういったものを磨いて、それを発信していくということが大事かと思っております、今、企画議論についているところで

以上でございます。

○議長 寒河江 司君。

○4番 難しい言葉で町民の方に説明するというのもちょっと、今分かりやすく説明していただきました。ありがとうございます。

要は、川西町、おかげさまで温泉もありますし、ダリヤ園もありますし、福利厚生。公園の中に家建っているみたいなものですから、空気はいいし、そこら辺は大丈夫かと思いますが。

そこで、町で都市計画を進める上で、課がまたいでいるでしょう、皆。農転に関しては農地林務課ですか、あとは道路に関しては地域整備課、それから今度はまち課ですか、まちづくり課、今、工業団地を造る場合の営業をして交渉するには政策推進課だというようなことで、課をまたいで相談しなきゃいけないといったときに、やっぱり町長、統括する課ですね。これひとつ考えていただかないと、我々もただ単に都市計画と言った場合に、農地林務さ行け、農転ですかなんて言われてもどうしようもないですけども。

町長の考えでありますので、統括する課どこに置くか、あるいは新しい課をつくるのかということのひとつ踏まえながら、答弁をお願いします。

○議長 原田町長。

○町長 開発行為、さらには誘致のことを考えれば政策的な判断が求められますので、政策推進課を中心に、窓口になると。

具体的になってくれば、例えば農業振興エリアなのかどうか、農振を外すにはどうするかとかです。また、産業政策として雇用の場をどうするかとなれば産業振興課というふうになっていきますので、またハード整備からすれば、道路網の整備等については地域整備課。

そういう意味では、窓口は一本になっておりますけれども、具体的にやるときには課題調整会議というのを招集させていただいて、互いに情報共有しながら、餅は餅屋といいますか、分野ごとの事業推進のための体制というふうになっていくところでございます。

○議長 寒河江 司君。

○4番 じゃ、もう一回繰り返しますね。

政策推進課が頭で、あとはいろんな課に細かいところは聞くんだという方針でいいんですね。

課長、大変でしょうけれどもね。今町長がお示ししたんですから、政策推進課が統括でやるんだよと。今度は、政策推進課のほうにもう一回質問しますよ、今度は。そこら辺は、そこに行けば窓口が一本ですよということの考えですね。ありがとうございます。

最後になりましたけれども、今度、高畠町が最上川を挟んで西側に工業団地を造った。あ

るいは高速道路のスマートインター、今、町長が代わってごたごたしているようですが、それもすっきりいったような、いかないような、今現状分かりませんが、スマートインター計画になっているといった場合、この計画の見直しの中で、分散型で工業団地、工業区域をつくるといった場合に、最上川の川を挟んで、東西の地域をまたがった工業地域づくりというんですか、こういうことも一つありだと思えます、山形市と天童市みたいな感じでね。

そうした場合に、誘致しやすいんじゃないかなという気はするんですが、我が地元、洲島には田んぼいっぱいありますから、あそこ、最上川を除けば東西で何ぼでもできるんです。そんなことを言うと、私、怒られそうですけれども、やりやすいという。それから、工業配水の件もあるし、あそこら辺はつくりやすい。

そんな計画もちよっと頭の中に、一つの提案として町長にお示ししたいんですが、そこら辺のちよっと最後に、どうでしょうかということです。

○議長 原田町長。

○町長 吉島地区には優良な農地がありまして、農業振興にしっかり取り組んでいただいております。平たんな土地でありますので、開発の可能性はしやすいんじゃないかというご提案なのかなというふうに思います。

やはり、相手があつてのことになりますので、可能性といいますか、企業さんの意向なども踏まえながらという形になっていくというふうに考えておりますし、現状から見ると、米沢市さんの工業用地もかなり埋まっているといいますか、100%近くなっているというような話もお聞きしておりますので、そういう意味では、新たな置賜を視野に入れた形での工業用地の造成などが、今後課題になってくるんだろうというふうに思いますので、そういう意味で、提案いただいた内容も大切な視点として捉えさせていただきたいと思えます。

○議長 寒河江 司君。

○4番 いや、ぜひともやれということじゃなくて、町長の頭のすみっこにでも、高島町とタイアップしたり、南陽市とタイアップしたりして、誘致をしていくんだということで、我が町にはこういうことがあるよというようなこと、頭の隅っこに入れていただいて、ひとつすばらしい都市計画マスタープランを早くつくってください、取りあえず。

もう、老人の方々いっぱいいるんで、計画つくっている間にお亡くなりになる、それではどうしようもない。早くやってもらうことを希望して、私の質問を終わりたいと思えます。ありがとうございました。

○議長 寒河江 司君の一般質問は終了いたしました。

ここで休憩いたします。

再開時刻を午後 1 時といたします。

(午前 1 1 時 4 6 分)

---

○議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午後 1 時 0 0 分)

---

○議長 第 3 順位の 5 番吉村 徹君は質問席にお着きください。

吉村 徹君。

第 3 順位、吉村 徹君。

(5 番 吉村 徹君 登壇)

○5 番 吉村です。よろしくお願いいたします。

午後 1 番の質問となりますが、議長に通告のとおり質問いたします。

初めに、コロナ禍がなかなか収束しない状況にあり、原油価格の値上がりなどにより社会的、経済的に打撃を受けている中、ロシアによるウクライナ侵攻が発生、その影響を受ける形で物価高騰に拍車がかかり、食料品、光熱費、商工業では原材料、電化商品、農業においては肥料、生産資材、畜産の飼料等、町民の方々のみならず、全産業にわたり重大な影響が出始めている状況となっていると考えるが、町長はどのように捉えられているか、お伺いいたします。

政府は、物価高騰対策として関係閣僚会議において、原油価格・物価高騰等総合緊急対策が決定され、その緊急対策は原油価格の高騰対策、エネルギー、原材料、食料などの安定供給、価格転嫁など中小企業対策、生活困窮者への支援の 4 本柱からなり、予算が計上されたとあるが、本町においては、物価高騰対策についてどのように取り組まれるのか、お伺いいたします。

深刻な物価高騰は、光熱費や食料品などの生活必需品で物価上昇率が高いため、低所得の方々ほど影響が大きいと考えられるところであり、町民、商工業者、農家の暮らしを守るための対策を強く求めます。

コロナウイルスの感染再拡大による個人消費の低迷、ウクライナ情勢による物価高騰などの状況が、経済回復の足かせとなっている状況を踏まえ、消費税の減税を求めていくことが

必要と考えるが、町長のお考えをお伺いいたします。

次に、春の田植え作業も終わり、稲作農家にとっては一息つかれていることと察するところではありますが、本町の基幹産業である農業所得についてお伺いいたします。

昨年産の米価が大幅な下落となり、農家収入減少について憂慮されたところではありますが、税金申告が終了した状況を踏まえ、本町財政における影響についてはどのようなようになるのか、お伺いいたします。

さきの議会において、水田活用の直接支払交付金の見直しについてお伺いしましたが、この見直しについては、全国的に農家や農業団体から再考に向けた要望が行われているようですが、現時点で、農水省の方針に何らかの動きがあるのか、お伺いいたします。

近年のコロナ禍、気候変動、ウクライナ情勢を受けて食料危機について危惧され、輸入に依存せず、国内資源で安全、高品質な食料供給ができる循環農業を目指し、地産地消を基本とし、国内自給率を上げながら安定した食料確保に取り組むべきだと言われているが、食料危機についての町長のお考えをお伺いいたします。

最後となりますが、新庁舎が開庁され1年を経過し、利用されている町民の方から、感想や要望などの声が寄せられているのかお伺いし、質問を終わります。

○議長 町長原田俊二君。

(町長 原田俊二君 登壇)

○町長 吉村 徹議員のご質問にお答えいたします。

初めに、物価高騰の現状把握についてであります。全国的には、新型コロナウイルス感染症拡大による厳しい経済状況は緩和されつつあるものの、ウクライナ情勢などの影響による世界規模での不確実性が高まっており、原油や穀物等の国際価格は高い水準で推移しているものと認識しております。

こうした状況は、食料や飼料、肥料原料、化石燃料等の安定供給を妨げ、民間消費や企業活動を下押ししております。

国では、毎月、消費者物価指数を公表しております。直近では、5月20日に本年4月分の指数が公表されており、総合指数で前年同月比2.5%、3月から1.3%上昇していることが公表されております。

その主な要因として生鮮食品の上昇が挙げられているなど、生活に身近な分野への影響が大きくなっているものと認識しております。

商工会や関係機関からの聞き取り等によれば、依然として消費マインドの回復には至って

いないことに加え、運輸、運送業や製造業、宿泊業、クリーニング業をはじめとする幅広い業種で、水道光熱費や燃料費、また仕入れに要する費用等が増嵩し、収益性を著しく低下させているとのことであり、引き続き事業の継続に向けての努力が必要な状況となっております。

さらには、肥料や飼料等の高騰も著しく、農業者の負担も増大していると認識しております。

次に、本町での対策はについてありますが、議員からご紹介がありましたとおり、政府は、本年4月26日の原油価格・物価高騰等に関する関係閣僚会議において、原油価格・物価高騰等総合緊急対策を決定しました。

我が国経済は、円安の進行により、原油や穀物等の価格が高い水準で推移し、食料、飼料、肥料原料、化石燃料や半導体原材料等の物資の安定供給が滞り、今後、コロナ禍からの経済社会活動の回復の足取りが大きく阻害されかねない状況にあるため、直面する物価高騰による影響を緩和するための対応を、緊急かつ機動的に実施するとともに、価格転嫁や賃上げを促し、コロナ禍からの経済社会活動の回復を確かなものとするとしております。

このような状況に対応して、昨年からの各種セーフティネット対策が発動されておりますが、本年1月から、私たちの生活に深く関わる燃料油価格の高騰に対する燃料油価格抑制制度が発動され、ガソリン価格等が一定額以上となった場合、燃料油元売事業者に補助金を交付し、ガソリン等の小売価格の抑制を図る措置が講じられております。

農業分野においては、昨年10月に、重油や灯油の価格高騰分を補填する施設園芸セーフティネット構築事業が発動されたほか、今年に入ってから、輸入飼料原料の価格高騰分を補填する配合飼料価格安定制度の、1月から3月期分の発動が決定しております。

さらに、施設園芸で、ヒートポンプなど燃油に依存しない暖房機を導入する産地を支援するため、産地生産基盤パワーアップ事業の拡充や、日本政策金融公庫における農林漁業セーフティネット資金の融資限度額の引上げなどが図られております。

本町においては、この間、国や県からの交付金や補助金を活用し、各種経済対策に取り組んでまいりました。今回の緊急対策においては、地方創生臨時交付金の拡充が予定されているところであり、令和3年度の繰越事業に加え、県や周辺市町の動向等を注視しながら、必要な支援策の検討を進めております。

繰越事業においては2つの事業を予定しており、1つ目は、プレミアム付クーポン券発行事業であります。町内の飲食業、宿泊業、タクシー業、運転代行業のうち希望した店舗、事

業所が、購入した店舗のみで利用できるプレミアム率100%のクーポン券を発行し、消費喚起を図るもので、6月中旬の開始を予定しております。

2つ目は、年末の活用を想定したプレミアム率30%の商品券発行事業であります。額面6,500円分の商品券を1セット5,000円で8,000セット販売いたします。なお、販売に当たっては、混乱を防止するため、購入希望者から事前に応募いただき、多数の場合は抽せんにより購入者を決定することとしております。

これに加え、現在、国が示した原油価格・物価高騰等総合緊急対策によって拡充される地方創生臨時交付金や県の地域消費喚起推進事業費補助金等を活用した事業の検討を進めております。

検討の視点としては、一つには、町民の暮らし応援と町内の消費喚起の視点を合わせ、町民1人当たり定額の商品券を配付する事業を検討しております。

2つ目の視点としては、今回の影響が幅広い業種に及んでいることを踏まえた事業者支援であります。商工業者をはじめ農業者や畜産業者等においては、水道光熱費や燃料費、肥料や畜産の配合飼料の高騰等により経営コストが増加している状況にあるため、事業の維持継続、農業者の再生産を後押しする支援策を検討しております。

今後、事業者の皆さんはもとより、商工会をはじめ関係機関等との連携を図るとともに、国・県等の動向を注視し、情報収集に努めながら、必要で効果的な支援策の検討を進めてまいります。

なお、消費税については、増嵩する社会保障費に対応する財源として、平成元年に創設されたものと認識しております。間接税であり、幅広く国民から徴収されることから、所得の低い方々の負担が増す逆進性を有するとの指摘があるところではありますが、税率を引き下げた場合、新たな財源確保の方策を併せて検討する必要があるものと認識しております。

次に、農業問題についての昨年産農業所得についてであります。昨年を振り返りますと、4月下旬の降霜により、おうとうやブドウ、西洋梨といった果樹に加え、アスパラガスなどが被害を受けたことを皮切りに、夏以降には枝豆の市場価格が暴落、出来秋を迎えた時点では、議員ご指摘のとおり、主食用米の概算金が減額されるなど、農業を主産業とする本町にとっては、大きな影響を受けた1年となりました。

確定申告の結果を基に、住民税課税に向けた準備を進めている状況にありますが、昨年度の本町農業を取り巻く厳しい状況から、農業収入、農業所得とも前年度を大きく下回る状況となっており、町民税への影響も少なくない現状にあります。

このような厳しい状況を踏まえた上で、令和4年度当初予算編成に当たらざるを得なかったわけではありますが、今回の農業所得の減少など、年度間の環境の変化に対応すべく、財政調整基金等の基金の積立てを行っておりますので、基金繰入れを見込みながら安定した財政運営を図るよう努めてまいります。

また、今回の米価下落を踏まえ、本町においては県と協調し、稲作農家の営農の継続に向けた次期作支援策として、令和3年産米に要した種子購入費に対する川西町稲作経営継続支援事業を創設し、支援を行ってまいりました。

加えて、米価等が下落した際のセーフティネット対策として、収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）や収入保険制度が設けられており、加入者数は、収入保険が98経営体、ナラシ対策が182経営体、合計で280経営体となっております。

収入保険制度については、既に制度の運用による収入減少の補填がなされておりますが、ナラシ対策については、当年産の対象品目の販売収入の合計が、最近5年のうち最高、最低を除く3年の平均収入を下回った場合に発動されることから、現時点で発動の有無は決定しておりません。

しかしながら、その可能性は極めて高いとの情報を得ている状況にあり、これらセーフティネット対策による農業収入の補填により、再生産が可能な環境づくりが図られることを期待しております。

次に、直接交付金の見直しについてであります。3月定例議会の一般質問の際にお答え申し上げたとおり、コロナ禍による需要減少により主食用米の民間在庫量が増加し、令和3年産米の価格が下落するとともに、令和4年産の作付に当たっては、さらに生産の目安が減少し、主食用米の作付削減が求められるなど、農業を取り巻く情勢は一層厳しさを増しております。

将来的に水田をフル活用し、安定した農業経営を実現させるためには、支援の維持及び充実が不可欠であると認識しており、町の重要事業要望をはじめ、山形県町村会や置賜総合開発協議会等と連携を図りながら、水田農業の確立を積極的に求めてまいりたいと考えております。

見直しの内容は、今回、国が示したばかりの状況にありますので、現時点において、見直し内容の転換、変更を図る動きはないものと認識しておりますが、国においては、交付対象水田からの除外が実行される令和8年度までの5年間に、生産地、生産者からの意見を基に、さらなる検討を進めるとしております。

また、生産者からの反応が大きかった多年生牧草の支援水準の引下げについては、現在の交付金の枠組みでの支援継続は困難なものの、新たな支援策を別途創設する方向で検討が進められているとの情報を得ており、これまで同様に、関係機関、団体等との連携を図りながら、国への働きかけを行ってまいりたいと考えております。

議員ご指摘のとおり、コロナ禍、気候変動、ウクライナ情勢等により国際情勢は不安定な状況にあります。国が令和2年3月に示した食料・農業・農村基本計画においては、国内外の環境の変化を踏まえながらも、将来にわたって国民生活に不可欠な食料を安定的に供給し、食料自給率の向上を図るとしているところであり、農業を主産業とする本町におきましては、平成29年に策定した川西町農業振興マスタープランに基づく取組を確実に進め、産地として確立するとともに、国と歩調を合わせ、食料自給率の向上を目指してまいりたいと考えております。

さらに、食料・農業・農村基本計画の施策の推進に必要な事項の中では、SDGsに貢献する環境に配慮した施策の推進が掲げられ、有機農業の推進が求められております。

本町としては、3月定例会に有機農業産地づくり推進緊急対策事業を補正予算に計上した上で、繰越しの手続きを行い、令和4年度に、国のみどりの食料システム戦略に基づく補助事業の活用を計画しております。

本年度中には、人と自然が調和した持続可能なまちとして次世代に継承していくため、有機農業の生産、流通及び消費の拡大に取り組んでいくオーガニックビレッジを宣言する予定であり、その上で、有機農業の普及拡大や学校給食への有機農産物の活用、置賜農業高校における有機JAS認証取得、新たな農作物の試作、枝豆の加工品の開発及び販路開拓等、有機栽培面積の拡大、実践者の増加や販売量の拡大を図り、産地の付加価値を高めてまいりたいと考えております。

次に、新庁舎開庁1年を経過して、町民の方々からの声についてであります。役場を訪れる町民の多くの方から、「新しくなってきれいな建物でよい」、「駐車場が広くてよい」、「思いやり駐車場から車椅子を利用しても雨に濡れる心配がない」、「バリアフリーでシルバーカーを利用できてよい」など、施設に対し、おおむね好評をいただいております。

また、「以前は農林関係の手続きが別の建物であったが今は1回で用事を済ませられる」、「総合窓口で受け取る証明書の待ち時間が少なくなった」など、分庁舎の集約化や総合窓口を設置し、直接発行する証明を増やした効果も表れているなど、サービスの向上が図られたものと感じております。

一方で、「庁舎1階のトイレの場所が分かりにくい」、「税務会計課の表示が見にくい」、「エレベーターの場所が分からない」などのご意見もあり、案内板や課の表示の追加、階段のところにエレベーターの表示を設置するなど、改善を行いました。

また、3月16日に発生した震度5弱の地震の影響によって、庁舎正面玄関前に、コンクリートとタイルに1センチ弱の段差が生じました。通る際につまずいた方もおられ、ご迷惑をおかけしましたが、施工業者の協力により、先日改修工事を完了したところであります。

これまでいただきましたご意見やご要望にはその都度対応してまいりましたが、今後とも町民の方からのご意見やご要望をお聞きし、町民の方がより使いやすい庁舎にしていきたいと思います。

以上、吉村 徹議員のご質問のお答えとさせていただきます。

○議長 吉村 徹君。

○5番 まず初めに、物価高騰の現状把握の件でご質問したいと思います。

昨日の山形新聞にも1面に出ていたわけでありますけれども、食品の値上げが1万品超えと、年内平均13%であり、長期化が懸念されるというような記事がありました。

本当に、ロシアによるウクライナ侵攻以来、物価高騰は、日に日に高くなってきているという状況にあると考えているところではありますが、その中で、こういった値上げについて、本町での対策での影響について若干お伺いしたいと思います。先ほど町長答弁にありましたが、商工会の皆さんからの聞き取りということがありましたが、その中で物価高騰に対する要望等はあったのかどうか、お伺いします。

○議長 井上産業振興課長。

○産業振興課長 ただいま町長からご答弁を申し上げたとおりでございますが、商工会の皆さんとの意見交換の中では、現状として、様々な物価高騰の影響で、事業全体が大変厳しい状況になっているというような状況をお伺いしたところでございます。

それと同時に併せまして、その事業の維持、継続に向けた支援、これにつきましても併せて要請を受けてございます。

○議長 吉村 徹君。

○5番 私も商売やっているという状況もありますが、本当に原材料の値上がりというか、さまざまいいものがありまして、やはり経営にとって大変な状況になるなというように思っています。

これからが正念場というか、大変な状況が出てくると思いますので、いろんな商工会の

方々のご意見や業者の皆さんのご意見をいただきながら、やはり対策を立てていくことが必要だなというふうに思っているところでありますが。

続きましては、そういった状況の中で、現在、本町で発注している各種工事なんかがあるわけではありますが、建設資材も相当上がってきております。その中で、請負業者の経営が圧迫されるという状況が出てくるおそれはないのかどうか、お伺いいたします。

○議長 奥村地域整備課長。

○地域整備課長 ただいまありますように、工事発注に関して、様々事業者さんに請負をいただいております。ありがとうございました。ありましたように状況としては、原材料の値上げ、それから燃料関係の値上げというところで、様々な工事関係そのものの単価という部分が、今後、まだ原油高騰分の部分が、単価に跳ね返っていないというような実情もありますので、そういったところを踏まえながら、事業者と相談をしながら対応に当たっていかねばならないというところでございますが、基本的には、請負金額の中で仕事のほうはさせていただいている状況でございます。

○議長 吉村 徹君。

○5番 請負契約して、その中の約款の中あたりで、そういった物価高騰があった場合には、協議するとか、補填しますよというような話が約款の中にあるのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長 奥村地域整備課長。

○地域整備課長 原材料の高騰の状況にはよるといふふうには思いますが、著しいそういった状況があれば、事業者と協議の中で、そういった変更という場面もあるといふふうには認識をしております。

○議長 吉村 徹君。

○5番 先ほど申しましたように、これから本格的になってくる、影響が出てくるという状況の中で、これから工事発注する部分については、そういったものを見積りをした中できちっとした計算ができると思いますが、今の契約されている中で、工事が進捗している状況の中で、例えば資材が上がったというような状況があって、決して業者の方の経営を圧迫するような状況にだけはならないようにしていくべきだなと考えていますので、そこら辺については、よろしくお伺いしたいと思います。

あとまた、2つ目なんですけど、本町の学校給食の問題です。

今回の光熱費や、あるいは食材についても大幅に値上がりするという状況の中で、学校給

食の値上げ、それによる父兄負担が生じるようなことがないのかどうか、お伺いいたします。

○議長 金子教育文化課長。

○教育文化課長 学校給食に対する影響というご質問でございましたが、私どもといたしましても、各学校に状況を確認させていただいたところでございます。

4月以降、1食当たりの値上げを考えざるを得ないと、実際上げたという学校は2校ございました。そのほかの学校につきましては、今現在のところは、まだ値上げまでは考えていない状況でございまして、推移を見ているという状況でございます。

○議長 吉村 徹君。

○5番 もし、いろんな形で値上げせざるを得ないというような状況になったとすると、結局、今回の物価高騰対策の今回の予算の中では、文部省通達で、そういった給食の値上げ抑制に対して、使用できますというような項目があるというふうにお聞きしました。

そういうことがあるとするならば、実際現場で値上げが行われ、そして、父兄に負担がかかるというようなときには、そういったもの、その財源を利用して抑えていくということができるかどうか、お伺いいたします。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 議員ご指摘のとおり、国の緊急といいますか、感染症対応の地方臨時創生交付金の項目の中に、生活支援ということで、学校給食等の負担の軽減を図るよという項目もありまして、児童・生徒の保護者への支援という形で交付を検討しているところでありまして、それによって、給食費の負担のカバーをできればなというふうに考えております。

○議長 吉村 徹君。

○5番 ぜひそういった事態が、学校給食も値上げをせざるを得ないという状況が出てきた場合には、先ほど資金、町のほうで財政出動しながら、父兄の皆さんにとっては、自分の生活で物価値上がりで苦しんでいる、学校も食費上がるという、そういう二重の苦渋になるわけでありまして、それをやっぱり緩和していくという意味では、ぜひ父兄には負担をかけないという方向で措置していただきたいというように考えているところであります。

また、農業については先ほど質問でも申し上げましたが、資材や肥料も、この前これも情報として入りましたが、農協の肥料が、ウクライナの状況の中で最大94%の値上げを行うということがありました。今日の新聞見たら、国のほうもそれを受けて財政的支援をする、財政的に考えていくというようなことの報道もなされておりますが、そういった実際、農家の方々にとっては、肥料の値上がりというのは本当に深刻な問題になってきます。

先ほど質問しましたように、去年の米価下落の中で、本当に大変な状況の中で、今度は今年度の肥料が値上がりして、ほとんど米の価格もまだはっきりとした状況がない中で不安を持っているわけでありまして、そういうところに対する農業団体との話し合い等はこれからなされるのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長 原田町長。

○町長 JAさんと直接的な意見交換なり、要望なりというのはいただいているところでありまして、担当の者が意見調整させていただいております。

今、肥料の話がありましたけれども、注文しても入らないんじゃないかというような、そういう声もいただいております、単価が上がるだけではなくて、原材料そのものが不足しているというような話もいただいておりますので、国の支援なども含めながら、今後の推移を見守っていくことになるのかなと思います。

この単価アップの部分についても、農業者の再生産が成り立つような支援策を講じていかなきゃならないということで、今回、国の交付金を活用しながら、事業を興していきたいと考えているところでございます。

○議長 吉村 徹君。

○5番 確かに、肥料のみならず、後でまた質問しますけれども、食料品も、中国とか買ったときといいますか、自国のために全て集めるというか、そういうような状況になってきているという、今の国際的な状況なのかなというふうに考えるところであります。

いずれにしても、本当にいろんな状況を見ると、私たち町民の方と事業者の方にも、大変な影響が物価高騰によって出てくるということでありまして、これについてやはり真剣に取り組んでいかないと、暮らしが成り立たなくなる状況が出てくるのかなということを危惧しているところであります。

そういった意味で、今回、国のほうの補正予算が31日に成立したわけでありまして、その補正予算については、まだ本町に対しての配分とかの金額とかというのはお示しになっているのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長 坂野財政課長。

○財政課長 ただいまの国の補正予算の配分等についてというご質問でございましたが、まだ町のほうには具体的な内容、金額等は示されてございません。

情報が入り次第、具体的な対応を考えてまいりたいというふうに思っております。

○議長 吉村 徹君。

○5番 今回の補正についても、これまでの国の交付金のように、ある程度の事業を計画して、そしてその要望をするのかではなくて、国のほうから、これだけ使いなさいという形で来るものなのかについても、ちょっとお知らせいただきたいと思います。

○議長 坂野財政課長。

○財政課長 ただいまのご質問の内容につきましても、まだ具体的に我々に示されていないような状況でございますので、今後情報収集してまいりたいというふうに考えてございます。

○議長 吉村 徹君。

○5番 国のほうも、やっと5月の末に成立した段階ですから、そういう状況なのかなとは思っていたんですが、ただ、昨年度のコロナ対策についての資金、先ほど町長のほうから、プレミアム商品券をとということを出すということにしますが、それは昨年の予算の繰越しということになるんでしょうかね。

本町ではいかほどの金額があるのかです、金額的にはいかほど繰越しされているんでしょうかね。

○議長 原田町長。

○町長 午前中は持ってきたんです。今、資料を持ってきていなくて、すみません。

第1日目に、繰り越しした繰越計算書を示させていただいておりますので、あの事業枠の中で先ほどのプレミアム、それぞれのクーポンの事業はさせていただく予定でありますし、4月の末の段階で、国が原油価格等の対策で予備費を執行すると。令和4年度の予備費と令和3年度の予備費分で、新型コロナウイルス感染症対応の地方臨時交付金を、都道府県と各市町村に措置するというところで創設されましたので、その事業を活用しながら組合せをして、経済対策と生活支援対策を、今内部で検討させていただいているところであります。

○議長 吉村 徹君。

○5番 そういった形である予算を有効に活用しながら、町民の皆さんの暮らしを守っていくという取組をしていくべきというふうに考えているところであります。

資料をちょっともらったんですが、昨年度の21年度の補正予算の関係では、町村分には、まだ78%が未交付だというような情報をいただいております、そうすれば、本町においても、結構な額がまだ来るのかなと思ったものですから質問させていただいたんですが、ぜひ有効に活用される方向で取り組んでいただきたいと思います。

あと、農業についてでありますけれども、食料危機については、先ほどの中国の問題もありましたが、本当に物価高騰も絡んでくるわけでありまして、近々にやっぱり食料不足とい

うか、食料危機が訪れるのではないかというふうに様々な方が心配されておりますけれども、そこに対する町長の認識としてはいかが考えでしょうか。

○議長 原田町長。

○町長 目の前に食料危機が迫っているということではないとふうに思っております。

ただ、将来的に考えると気候変動、もしくは世界的な人口増によりまして、食料が足りないという状況が生まれるのではないのかということ。あわせて、食の質の向上といえますか、植物の由来の食料原料から、肉を食べることによって飼料等が伸びるということによる影響など、様々な観点から考えれば、ふんだんに、食料が豊富にあるということは樂觀視できないのではないかなと。

そういう意味では、自賄いといいますか、食料自給率の向上というのは、それぞれの国の課題になっていくのではないかなというように捉えております。

○議長 吉村 徹君。

○5番 本当、食料危機、食料不足については、全世界的に、こういったウクライナの問題もありましたけれども、気候変動の問題等があって、近々、餓死といいますか、食料不足に陥るところが出てくるであろうという予想されております。

そういった中で日本は、今のところ、まだそういう状況はないわけでありましてけれども、そういったいろんな状況を受けて、やっぱり地産地消。自分の国で自分の国の食を賄うという、そもそもの本音の農業に取り組むべきだということをおっしゃる方が結構いらっしゃいますが、地産地消については、町長はどのようにお考えですか。

○議長 原田町長。

○町長 それぞれの生活されているところでの状況もございますので、都市部に住んでいる方々が地産地消ということにはなかなかならないでしょうし、逆に川西町のようなところでは、食料を大変、例えば米などは生きがいに、どんどん出して経済高揚させていただくということになりますので、地産地消で自己完結するということはないということはあると思っておりますけれども、国内の需給バランスを取るという観点での地産地消としては、大切な観点というふうに捉えております。

今後の課題に考えますと、川西町の場合も農業がより複合的な、地元で生産されたものが地元へ供給される仕組みをつくるという意味では、やはり幅広く農産物が生産されるような仕組みなども必要ではないのかなと思っております。学校給食などをはじめ、地元での食材が供給できるような仕組みなども今後の課題として捉えて、できるだけ地元で、さらには

県内でというような形で、地元で生産されたものが安定供給されるような仕組みが必要というふうを考えているところであります。

○議長 吉村 徹君。

○5番 町長のおっしゃるとおり、これから米価というか米の生産調整の状況を考えると、減反率も6割、作るどころ4割ぐらいな状況に近々なってくる状況にあるのかなと。

そうすると、本町にとっては水稻で生きている町でありますので、それに代わる、本当に経営が成り立つ作物を作っていくという、そこら辺はもっと真剣に考えながら、こういった全体的な世界の食料不足、あるいは物価高騰等々も考えながら、やはりそういった川西町の農業といいますか、そういったものに向けた取組も、これから考えていくべきだと思います。

町長の答弁のように有機農業、これも確かに必要でありますし、国も有機農業という方向性で来ているわけでありましたが、そこまで行き着く前の段階になるまで問題、課題があるわけでありまして、そういった中で米のみじゃなくて、そのほかで、川西町で、農業で生きられる方策を検討していく時期になってきているのではないかなというふうに考えておりますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長 原田町長。

○町長 吉村議員がおっしゃられるように、農家所得が向上し、ここで安定して持続性のある経営が確立できれば、次の世代も地元に着いていけるんだらうというように思います。

いかんせん、農業労働力という観点から考えると、どうしても機械を利用した形で、土地利用型の農業にならざるを得ないという現場の状況もございますので、そこは両にらみといいますか、両方が成り立つような考え方で農業振興策を考えていく必要があるのかなというふうに考えております。

○議長 吉村 徹君。

○5番 いずれにしても、農業団体、あるいは農家の皆さんとの対話を重ねながら、川西町の農業の在り方というものを、今後ともよろしくご検討いただきたいというふうに考えるところであります。

あと、最後になりますが、新庁舎、出来て1年ということでご質問させていただきましたが、おおむね町民の方々からは、好評であるという評価を得ているということではありますが、近々、最近、私のところにちょっと町民の方から連絡が入りまして、1つは、電話録音しますというコールが流れるということに対しては、町民の方から何か違和感はなかったでしょうか、意見とかなかったものでしょうかね。

○議長 坂野財政課長。

○財政課長 ただいまのご質問にお答えいたします。

新庁舎になりまして、町民の方から外線の電話を受け取るときに、呼出音になる前に、「この電話は録音させていただきます」というふうなメッセージが流れます。これは、新庁舎の電話交換機を入れ替える際に、一応録音機能も設置いたしました関係上、そのようなメッセージが流れるようになってございます。

これにつきましては、町民の方からちょっと戸惑いといいますか、そういったところはあろうかと思いますが、行政サービス向上の一環として導入をさせていただきました。後ほど、例えばこちら側からのご説明が不十分であったり、そういったところが後で確認できるようなという趣旨で導入したものでございますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長 吉村 徹君。

○5番 一部の方といいますか、主に高齢者の方なんですけれども、役場庁舎に2回、3回と電話しなくちゃいけないときに、あのコールを聞いて待っているのはいらいらするというふうに、役場へ電話したくなくなったというような声もありました。

ただ、やっぱりそういうところに対しては、町民の方へ丁寧に説明すれば分かっていたかと思っておりますので、何らかの機会で町民の方々に、若い人は、今、全てそういうものだと思っているんですが、特に高齢者の方は、そういったものに対しては、そういう録音されるのであれば、電話かけねえほうがいいなというような状況になりますよというご意見をいただきましたので、ぜひ丁寧な説明をしながら理解してもらおうということが必要なのではないかと思います。

あと1点、地震のときにタイルが剥がれたということ、タイルというか、これは私、初めての報告を受けた、答弁にいただいたんですが、これは施工、直したということになっていますが、再度ということはないような話にはなっているのでしょうか。

絶対ないということはないと思うんだけど、このぐらいの地震で、こういった状況にはならないよという保証だけはいただいているのかどうか、お伺いします。

○議長 坂野財政課長。

○財政課長 先ほど町長が答弁したとおり、3月16日の地震の影響によってだと思っておりますが、ちょうど役場庁舎前、正面入口のタイルの部分、屋根のちょうどひさしの下のところまでタイルが貼ってありまして、その先、駐車場側はコンクリートになっております。また

その先、駐車場はアスファルト舗装というような施工になっておりまして、ちょうど庁舎に近いところのタイルとコンクリートのつなぎ目のところに、1センチ弱ではありましたが段差が生じた、落差が生じたという状況がございました。

この建設地は、もともと田んぼに盛土をして転圧した後、建築という形で、それぞれ建物の基礎の部分と、あとは通路の部分、また駐車場の部分で、やはり地震によってのずれが生じたものというふうに思っております。

これは、業者さんの施工の不良とか、そういったところではないというふうに捉えておりますが、地震の影響というふうに考えておりますが、今後、同規模の地震が発生したときに、同じようなことが起きないかと言われればちょっと断言はできませんけれども、そのときは支障がないように、その都度対応してまいりたいというふうに考えてございます。

○議長 吉村 徹君。

○5番 この説明、ちょっと理解していなかったんですが、要は建物本体ではなくて、外部での段差だということですね。

やっとならばしっかりで建物にひびが入ったなんていえば、かなり重大な問題だなというふうに思ったものですから質問したわけですが、今後とも地震なんかは、これからも地震国日本としては来るわけでありますから、そのために新庁舎も建てたということもありますし、町民の方々の安全な利用ができるようにだけ、まず考えていただきたいということでもあります。

以上、本当にこれから物価高騰が、二度、三度と、物価、食品であれ上がってくるという状況にありますので、やはり国の交付金、あるいは補正予算を利用しながら、町民の、全体の皆さんの暮らしを守るという施策を、ぜひいろんな町民の意見を聞きながら取り組んでいただきますよう要望いたしまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 吉村 徹議員の一般質問は終了いたしました。

ここで休憩いたします。

再開時刻を午後2時10分といたします。

(午後 1時55分)

---

○議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午後 2時10分)

---

○議長 第4順位の9番橋本欣一君は質問席にお着きください。

橋本欣一君。

第4順位、橋本欣一君。

(9番 橋本欣一君 登壇)

○9番 本日最後の質問になります。よろしくお願い申し上げます。

議長宛てに通告のとおり質問いたします。

初めに、この5月13日から、信号無視などの違反歴のある75歳以上の運転免許者に、実車試験を義務づけるほか、安全運転サポート車（サポカー）限定の免許を導入する新たな高齢運転者対策が始まりました。

実車試験は、運転技能検査と呼ばれ、誕生日の160日前までの3年間に、信号無視や逆走など、11種類の違反をした75歳以上の高齢者が対象で、運転免許更新時に受検します。

自動車教習所などのコースを走行するもので、危険な運転をすれば減点され、70点以上で合格します。赤信号の無視などは即不合格となります。免許証の更新期間内ならば繰り返し受検ができます。合格しなければ更新できません。試算では、年15万人が実車試験の対象となり、3万5,000人は1回目で不合格となると言われております。

70歳から74歳や、違反歴のない75歳以上が対象の高齢者講習でも実車指導を実施。点数評価し、技能検査で不合格となる水準の人には、免許の自主返納などを勧めるとあります。

高齢者の運転事故の増加に伴う対策で、代替の交通手段があるところではスムーズな交通手段の変更が可能ですが、地方ではなかなか大変です。実車試験に不合格になったり、免許返納したりする高齢者の一層の増加が予想されます。こういった中で、今まで以上の通院や買物などの生活支援が重要となります。

本町では、デマンドの当日予約可能となり、より利便性が上がってきました。しかし、広域的にはまだ不便です。先頃行われた高島町長選挙では、当選した高梨新町長がデマンドの充実を訴えておられました。置賜広域での話合いが進まない中、高島、川西両町長で話合いを進めてはいかがでしょうか、見解を伺います。

買物支援では、まだまだ不十分であると思います。買物支援、買物難民対策では度々質問されてまいりましたが、各地区の取組や業者の展開が紹介されるだけで、町としてのより積極的な対応が必要となるのではないのでしょうか。現状と本町の対応について、町長の答弁を求めます。

次に、コロナ禍の中、DX化が進む中で、特に不特定多数の町民と接する機会が多い窓口

業務ですが、最近、書かない窓口、セミセルフレジの導入を耳にします。

町民と職員が直接接触する機会が少なくなる、直接現金取扱いがなく感染症対策になる、お釣りの間違いがなくなるなど、事務処理の正確、効率化が期待できるメリットがあります。コンビニ、スーパー等でもセルフレジが導入されており、町民にとってもあまり戸惑いもないものと思います。

当然費用対効果もあるわけですが、人口の多いところ、すなわち事務量の多いところでは、導入効果が大きいと言われております。

書かない窓口は、北海道北見市などが取り入れ、各地に広がり始めました。

来庁者が希望する手続の内容を伝えると、職員が業務システムから必要なデータを検索し、届出書類や申請書を作成する。来庁者は確認、署名する程度で手続が済むため、負担の軽減や時間短縮につながる。

財源に、国のデジタル田園都市国家構想推進交付金を利用できるようですが、導入のお考えはいかがでしょうか。窓口業務の改善についてでした。

以上、壇上からの質問といたします。

○議長 町長原田俊二君。

(町長 原田俊二君 登壇)

○町長 橋本欣一議員のご質問にお答えいたします。

初めに、新たな高齢運転者対策について、高島町とのデマンド広域化についてであります。増え続ける高齢運転者の交通事故対策として、改正道路交通法が令和4年5月13日に施行され、運転技能検査が義務化されるなど、高齢者講習制度が変更されました。

今回改正されました75歳以上に適用される運転免許更新制度は、平成28年10月に発生した神奈川県横浜市の集団登校中の小学生が犠牲になった事故や、平成31年4月に発生した東京都豊島区での母子死亡事故などの高齢運転者による悲惨な事故が引き金となり、高齢運転者の運転免許更新制度への見直し機運が高まったことが背景となっております。

この運転免許更新制度の改正では、運転技能検査の新設とともに、認知症検査の内容変更や高齢者講習の一元化が行われ、また、衝撃被害軽減ブレーキやペダル踏み間違い時加速抑制装置など、安全運転支援装置が搭載された普通自動車に限定して運転することができる安全運転サポート車等限定条件付免許が導入されております。

新設された運転技能検査については、75歳以上の高齢運転者で、過去3年間に信号無視、速度超過、携帯電話使用など一定の違反歴がある場合、自動車教習所などで実車を使った検

査の受検が義務化され、免許証の更新期間内に合格できなければ運転免許の更新ができなくなるなど、高齢運転者対策の強化が図られたところであります。

本町では、運転に不安を感じる方の運転免許証の自主的な返納を促進するため、運転免許証自主返納支援事業を実施しており、交通事故の発生を抑制するとともに、移動手段の確保と公共交通の利用促進に努めております。

免許証の自主返納状況は、平成30年度が96人、平成31年度が84人、令和2年度が64人、令和3年度が75人で合計319人となっており、年令別の人数については、50代が1人で0.3%、60代が18人で5.6%、70代が79人で24.8%、80代が194人で60.8%、90代が27人で8.5%となっております。

このうち、約半数の145名の方が、デマンド型乗合交通の利用登録をされており、デマンド型乗合交通に関しては、免許返納後の有効な移動手段として活用されております。

デマンド型乗合交通の運用に当たっては、毎年、アンケート調査や委託事業者との情報交換等を行いながら利用者のニーズを把握し、より利用しやすいサービスの提供に努めており、今年6月からは、一部制限はありますが、当日予約が可能となる運行を開始し、利便性の向上を図ったところであります。

今後とも、よりよいサービスの提供に向け検討を進めてまいります。当面の課題としては、ご質問にもありますとおり、広域的な運行が挙げられます。

広域運行については、置賜管内の各市町共通の課題と捉えており、置賜定住自立圏共生ビジョンにおいても、広域的な移動手段の確保と充実を図るため、デマンドタクシーやコミュニティバス等の広域運行について、協議、検討が行われております。

しかしながら、民間事業者との調整や各市町の地域公共交通会議における合意形成等のハードルが高く、具体的な進展がない状況となっております。

置賜全域での協議が思うように進まない中、管内各市町それぞれにおいて、広域運行の可能性について協議、検討が進められている状況となっており、公立置賜総合病院が立地する本町については、管内各市町から相互乗り入れが望まれております。

広域運行の実現に当たっては、地域公共交通確保の観点から、地元公共交通事業者の健全な事業運営の継続を図る必要があり、民業圧迫とならないよう、地元公共交通事業者の理解の下、進めていくことが求められます。

本町としては、置賜定住自立圏共生ビジョンと管内各市町双方の動きを注視しながら、具体的な自治体間の相互乗り入れの事案が生じた際には、本町の地域公共交通の確保、充実が

図られるよう、地元公共交通事業者等と慎重な協議を重ねながら、課題解決に向けて取組を進めてまいりたいと考えております。

次に、買物支援の現状と方向性についてであります。本町において運行を行っているデマンド型乗合交通は、高齢者など移動手段を持たない方の交通手段として活用されております。

デマンド型乗合交通は、365日、戸口から戸口まで、町内どこでも乗り降り自由な生活交通として利用されており、毎年実施している利用者アンケートでは、医療機関への移動に次いで、買物での利用が2番目に多い結果となっております。特に土日については、買物に行く多くの方が利用されている傾向が見られ、買物等に不便を来している方への支援策として、一定の役割を果たしているものと認識しております。

高齢化や運転免許証返納の進展に伴い、今後、買物支援が必要な方が増加していくことが予想されますが、買物の楽しさなど、町民がどのような支援を求めているのかニーズの把握に努め、より有効な支援策の検討を行ってまいります。

次に、窓口のDX化について、コロナ禍やDX推進の中で、書かない窓口やセミセルフレジの導入についてであります。本町窓口においては、コロナ感染対策として3密回避や、職員による定期的な換気、記載台、ペンの消毒などの対応を行っております。

また、庁舎正面入口に総合窓口を設置し、担当部署への案内のほか、住民票、税証明等の発行、国民健康保険証の交付など、きめ細かな住民サービスの提供に努めております。

新型コロナウイルス感染症の拡大を契機に、社会のデジタル化が急速に進み、自治体窓口の混雑解消及び非接触に効果がある書かない窓口やセミセルフレジが導入されておりますが、県内においては、セミセルフレジは今年2月に、南陽市と三川町で導入されております。

書かない窓口は、職員が来庁者から本人確認書類の提示を受け、必要証明や届出内容を聞く取りすることで来庁者の手間を省くものであり、セミセルフレジは、来庁者が証明書の手数料を現金、クレジットカード、QRコードから選択できるため、現金に直接接触することがないなどのメリットがあります。

昨年度、本町における主な証明書の発行状況は、戸籍が約5,100件、住民票の写しが約4,400件、印鑑登録証明書が約3,700件で、1日当たりでは約55件となっております。

今後は、社会の変化に対応した窓口サービスが必要と捉えており、本町では来庁者の負担を軽減するため、昨年度、証明書のコンビニ交付の検証、関係課によるキャッシュレス決済導入の勉強会などを実施したところでありますが、システム改修とランニングコストを含め

た費用対効果の面や取扱い可能な電子マネーが限定されるなどの課題もあることから、今後も引き続き、来庁者の利便性向上と職員の業務効率化に向けた検討を行っていきたいと考えております。

なお、全国的には、マイナンバーカード利用による手続簡素化が進められており、来年2月からは、転入・転出のワンストップ化が全国的に運用されることとなっており、現在、国の施策等を取り入れた本町のDX推進の新たな指針となる（仮称）川西町自治体DX推進計画及び（仮称）川西町DX推進アクションプランを、本年度上半期までに策定予定であり、窓口のDX化についても方向性を検討しているところであります。

具体的には、マイナンバーカードによるオンライン申請の推進と小中規模自治体向けのコンビニ交付システムの導入による住民利便性の向上と負担軽減、当該システムと令和7年度に運用が予定される全国標準化システムとのデータ連携によるデータ精度保持と職員負担軽減等についての調査研修を実施しております。

今後とも、デジタル技術を活用した住民サービスの提供のため、議員ご指摘の最新技術の調査研究や最適な財源確保を鋭意進めてまいりたいと考えております。

以上、橋本欣一議員のご質問のお答えとさせていただきます。

○議長 橋本欣一君。

○9番 まず最初、いきなり高島町というふうに小項目にしてしまいましたけれども、新しい免許更新制度によって、川西町での免許返納者数の増加というのはどのようにお考えでしょうか。

○議長 安全安心課長。

○安全安心課長 今回の改正によりまして、更新が大変厳しくなっているように感じております。

ですので、返納者については増加するものと考えております。

○議長 橋本欣一君。

○9番 増加すると分かっている以上は、何らかの対応が必要なんじゃないかなというふうに思うわけなんですけれども、福祉サービスの面でも、後ほど質問いたしますけれども買物支援等々でも、やっぱり必要なサービスというのはすべきじゃないかなと思うんですけれども、増加すると分かっている何か対応というのは、庁内でお話し何かなされているものでしょうか、どうでしょうか。

○議長 原田町長。

○町長 ただいま後藤課長から答弁させていただきましたけれども、かなりハードルが高くなりますので、自信のない方は、返納される方が増えるのではないかという想定でありまして、もう少し推移を見守らせていただきたいなというふうに思います。

また、答弁の中でも入れさせていただきましたけれども、自主返納された傾向から見ると、半分の方はデマンド型乗合交通の利用もされておりまして、公共交通の一翼を担うデマンド交通が、町民の皆さんに定着しているのかなというふうに思っておりまして、さらに利便性の向上にも努めているところでありますので、そのPRなどをさせていただきながら交通手段を確保していただきたいと。そんな思いでもう少し状況といたしますか、推移を見守らせていただきたいといます。

○議長 橋本欣一君。

○9番 川西町のデマンドというのは全国的にも利便性がよくなって、さらに当日予約というのは、以前からほかの市町村でもやっている部分もあるわけなんでしょうけれども、いよいよ川西でも導入したということで、便利になったということなんでしょうけれども、デマンド自体が、以前から広域化、広域化と言われていながら、もちろん答弁書の中に書いてあるわけなんですけれども、なかなか進まないという。

どうなんでしょう、町長、高梨町長と直接お話ししながら、まず広域化の道を探るための突破口として、高島町とデマンドのお話をするということ、どうなんでしょうね。私は提案したいんですけども、いかがでしょうか。

○議長 原田町長。

○町長 町民の皆さんの利用者のアンケートを見たりすれば、町外に利用をしたいという声もありますので、定住自立圏の中でも、さらには置賜総合支庁の中でも、広域運行について研究して検討課題にしてほしいという提案も、本町からさせていただいた経過がございます。

しかし、課題は皆さん認識されても、具体的に取り組むにはハードルがかなりありまして、とりわけ交通事業者の皆さんの協力をいただかなければならない、理解をいただかなければならないということ。また、米沢市さんが中心になるわけですけども、自己完結できているというところで、ニーズが少ないというような声もありまして、歩調が合わない状況が続いてまいりました。

今回、高島町さんがどのような意向にされているのか、直接的にはお伺いしておりませんが、選挙の中でそういったことが訴えられたという報道されておりますけれども、今後の課題として、どんなアクションが生まれるのかをも踏まえて、町として、そのアクションが生

まれた場合に検討していきたいなというふうに思っております。

本町内に公立置賜総合病院があつて、置賜の中核医療を担うわけでありまして、そこへの相互利用という意味では、例えば飯豊町さんや長井市さん、南陽市さん、白鷹町などが、直接置賜病院にアクセスされておりますので、そういう意味では、今後の置賜病院が機能を強化するという観点からも、広域運行などについては議論をさせていただきたいなというふうに思っております。

具体的なものがまだありませんので、そのところはご理解賜りたいと思います。

○議長 橋本欣一君。

○9番 町長おっしゃるように、私もご覧のとおり、このような状況で入院しておったんですけれども、白鷹町のデマンドタクシーや、いろんな市町のデマンドタクシー等々が乗り入れているようなふうに私は見てきたんですけれども、何とかまとめてできればなというのがあつたんですけれども、それにはおっしゃるハードルというのがあるようなので、なかなか進まないというんですけれども、やっぱり一つの突破口として、せつかく高島町で積極的に拡充したいというような要望があるとすれば、アクションを求めるんじゃなくて、あつた場合にこちらが対応するということじゃなくて、お互いにお話してもどうなのかなと思うんですけれども、ちょっとしたお話でもよろしいですから、ぜひ取り組んでいただきたいなと思います。

なかなか以前から進まないというのは、それなりの業者との調整というのが難しいというのは私も認識しているつもりなんですけれども、町民の要望多いようですので、いつかは実現してもらいたいなというふうに思っておるところでございます。1歩、ぜひ進めていただきたいなと思います。

ところで、高島町長からお話があれば受けるという形になるのでしょうか。それとも、町長自ら、どうですかというふうにお声がけしてはいただけないものですか、どうでしょうか。

○議長 原田町長。

○町長 橋本議員もご認識いただいているように、町内事業者さんの経営を圧迫するようなことがあつてはならないなど。

川西町のデマンドは、町内タクシー事業者さんの全面的な協力で運行させていただいておりますので、今後とも経営が維持、発展していただけるように支援していく立場でございますので、そこはご理解いただきたいと思います。

また、高島町さんのデマンドの運行等については、やはり高島町さんの町民の皆さんが利

用されるという観点になりますので、今後は、高島町さんがどのような考え方になるのかということが第一義でありまして、町のほうから、私のほうから話を持つということではないというふうに思っておりますので、ご理解賜りたいと思います。

○議長 橋本欣一君。

○9番 広域化目指してぜひ頑張ってくださいという表現しかないのかなと思うんですけども、ぜひ少しでも進んでほしいなと思います。

あと、買物支援、買物難民対策については、1つには、免許返納者が増加する中で買物が大変だということで、特に川西町の場合は駅西東という問題があったり、あるいは、その通過点というか踏切の問題等々、先ほども都市計画の話の中で出ておるわけなんですけれども、これの通行というか、これをよりよくしなければなかなか大変であるというふうに、買物も。

お年寄りの方が、大きなリュックをしょって歩いて買物、あるいは自転車で買物する姿というのも結構見えるし、グループ生活なさっている方なんかもリュックサックをしょって、集団でという言い方はおかしいんですけども、二、三人で買物に来ているという状況もあるようなので、この通行を何とか、以前から問題になっているということで、解消を目指していただきたいんですけども、町内の買物難民対策、買物支援対策については、以前、吉島地区での集落ネットワーク圏形成事業ということで、全町的に展開するというようなことで、これは令和元年の7月の議会だよりでございましてけれども、その後、この状況というのはどのようになっているかは、ちょっと私調べられなかったんですけども、状況についてちょっと教えていただけますか。

○議長 暫時休憩いたします。

(午後 2時42分)

---

○議長 再開します。

(午後 2時43分)

---

○議長 橋本欣一君。

○9番 唐突な質問だったということでしょうけれども、私のこの質問の趣旨というのは、各地区の買物支援の状況を教えてほしいという、現状という意味でのこの表現。

現状と、さらに将来的な方向性というものをお聞きしたかったということで、例えば吉島

地区の今申し上げました集落ネットワーク圏の状況なんかも、一言入れておけばよかったのかなと、私のほうもちょっと落ち度があったようではありますけれども。

町内で買物支援している地区、あるいは、業者が移動販売等々に入っているという状況は、行政当局では把握なさっていると思うんですけれども、それも現状では資料がございませんか、分かる範囲で結構です。

○議長 安部まちづくり課長。

○まちづくり課長 本町内におきましては、吉島地区の買物支援をはじめまして、民間の業者で、もちろん生協であったり、そういうところでの宅配というところでは把握してございますが、ほかの地区での買物支援で具体的な行動については、ないということで認識しているところでございます。

○議長 橋本欣一君。

○9番 部分的にある地区ではやっている、あるいは、業者が入っているという部分はあるんでしょうけれども、全体的には、やっぱり買物支援というのはまだまだ不十分だなという思いがありまして。

例えば、これはY新聞ですけれども、山辺町で高齢者買物、町が送迎、お買物リハビリサービスというのが、つい先日のY新聞。さらには、その前にこれもY新聞で、具体的に言いますと山形新聞、そして読売新聞で、山辺町のお買物リハビリサービスという、これはお買物にジャンボタクシーを使いながら送迎をして、さらにお買物をすることによって、いろんな品物の計算をしたり、あるいは品を選んだりということで、認知症予防にもつながるといような福祉と介護予防というか、そういうものも目指したような制度がたまたま載ってありました。

ぜひこういうものを利用しながら、町でも介護、福祉を結びつけたサービスというものが必要じゃないかなと思うんですけれども、いかがでしょうかね、町長。

○議長 原田町長。

○町長 山辺町さんの取組、ご紹介いただきましたけれども、私も同じように、高齢者の皆さんといろいろお話をすると、先ほど吉島の事例ありましたけれども、会員さんが限定されていて、移動販売するということよりも、買物をお願いして委託して買って来てもらって届けるということで、逆に割高になってしまうというようなこともあって、会員が増えないというようなことが課題になっているようであります。

高齢者の方のお話を聞くと、買物、スーパーとかです。買物をする選ぶ楽しさ、さらには

そこでまた久しぶりにお会いできるとか、出会いの、再会するようなこととか、また歩いたり、あとレジで計算したりとか。そういう意味では、言ってしまうと介護予防的な観点、福祉的な観点も加味されるなというふうな思いはしております、今後、デマンドを十分活用していただくということが大前提でありまして、さらにきめ細やかな移動手段の確保などについては今後の課題かなというふうに。

そういうニーズがどの程度あるのかも含めてニーズかなというふうに思いますし、また、そういう仕組みから考えると、みんなで、例えばジャンボタクシーで、6人、7人が集まってそこに買物に行って送ってもらうというようなことも、事業者さんにオーダーを出せば対応できるわけでありまして、そこら辺の仕組みなども含めて、全て町がやっていかなきゃならないことも含めて検討させていただきたいなというふうに思います。

○議長 橋本欣一君。

○9番 町が全てじゃなくて、山辺町さんの場合については、社会福祉協議会に委託という形のようなんですけれども、委託でも結構ですし、事業者がやれる方がおればなんでしょうけれども、ぜひ認知症予防のためにもなるということで、すぐに取り入れるということは不可能なんだろうけれども、検討に値する事業であるかなというふうに思いますんで、実際、私もこんなふうになってしまうと買物自体が大変で、いずれ私も高齢者になればそうなるんだろうなというふうに思っているんですけれども、足がないというのは大変だなというふうにつくづく実感したところでございますので、ぜひ取組を強化していただきたいというか、工夫した形で充実していただきたいなと思います。買物支援について終わります。

続いては、書かない窓口、セミセルフレジでございますけれども、新しいものを入れればいいんでしょうけれども、感染症予防や直接接触がないということでいいんでしょうけれども、もちろん答弁書にあるように費用対効果。1人の申請者に対して、何百万もする機器を導入していいのかという話になるわけなんだろうけれども。

これ、私お聞きしようかと思ったけれども答弁書にあるものですから、年間、戸籍が5,100件云々というふうにございます。結構な数で、1日当たり55件といいながらも、季節的に3月、4月は当然集中する時期で、何千件というふうにございます。昨年の決算のベースでは、住民台帳手数料ということで740万ほどの収入というか、手数料収入というのがあるというふうに私見ていたんですけれども、740万のお金を職員がいじるというか、取扱うということよりも、機械に任せたほうが楽なんじゃないかなと私は思うんですけれども、どうなんだろうね、町長。

○議長 原田町長。

○町長 システムを導入する費用というのはかなりかかり増ししますし、ランニングコストもそうなんですけれども、更新時期が必ず来るものですから、それに対する支援というのは自賄いしていくと。

導入のときには、先ほどの推進交付金などを活用できるわけでありましてけれども、維持、更新という部分については、どうしても自主財源で対応しなければならないという、将来的なことを踏まえて答弁書を書かせていただきました。

あわせてでありますけれども、令和7年に、国が進めているDX推進の中で、様々な業態を統一化していくという国の流れもありまして、そういった流れを踏まえながら、より有効な手だてはないのかというところで、今、内部検討をさせていただいているところであります。

様々な事業に先行していくということのすばらしさは当然あるわけでありましてけれども、それを維持発展させるためには、世の中の流れをしっかりと見据えた形で、町にとって最適な判断をしていかなきゃならないのではないかという考え方でまとめたところでありまして、今、内部検討させていただいておりますが、さらに令和7年という、国の姿を見据えて対応させていただきたいと考えております。

○議長 橋本欣一君。

○9番 私は単純に、例えば地域の会計をしておったと。それで現金を扱って集めなければいけない、決算をしなければいけないというとき、町の状況では、日々、手数料入った時点で、一々締めて集計するわけでしょう、課長、どうです。

○議長 近住民課長。

○住民課長 ただいまの橋本議員のご質問にお答えいたします。

窓口の業務につきましては、様々な住民票、戸籍、それから税の証明等、毎日締めて、収入とさせていただいているところでございます。

○議長 橋本欣一君。

○9番 もちろん当然そうなのでしょうけれども、これが結構な負担にならないんでしょうかね。課長、どうですか。

○議長 近住民課長。

○住民課長 毎日お金を触ることになりますので、職員の不安もあるのかと思います。

これにつきましては、近隣でセミセルフレジを導入しているところもございまして、1台当たり150万から200万というようなことで聞いているところですが、そのほか補修費も加

わってまいります、導入自治体に早急に状況を確認して、今後素早く検討してまいりたいと思います。

○議長 橋本欣一君。

○9番 お金を扱うということは大変なことで、ならば、機械によるという言い方はおかしいんでしょうけれども、締めなんかは楽な方向で、職員の負担軽減というのは図るべきじゃないかなと。

間違いがない、効率的であるということ。これが、今どきそろばん勘定ではないんでしょうけれども、重要なことじゃないかなと思いますので、ぜひ負担軽減のためにもお考えをいただきたいと思います。

窓口については様々ございますけれども、今回はセミセルフレジ、あるいは書かない窓口でした。すみません、これも忘れておりました。

書かない窓口も、やっぱり我々、度々印鑑証明等々取るにもなかなか大変だという。我々自身も、証明取るのに一々聞かなきゃないという場面があるわけなんですけれども、やっぱり職員の方々がぱぱぱっと対応できれば、すぐにできるんじゃないかなと。

先ほどの質疑の中でも、一元化しているというふうな部分もあるというふうな表現でしたけれども、伝えてそのまま実行できるというふうな体制というもの。これがやっぱり便利じゃないかなという、どうですか、町長。

○議長 原田町長。

○町長 新庁舎になって総合案内を設置しながら、できるだけ速やかに諸証明が発行できるような体制にはなってきたのかなと。

さらに、利便性を向上させるためにデジタル化の活用ということは、今後のサービス向上に向けて大いなる課題だというふうに捉えておりますので、今言明して、導入しますとかどうかということではできませんけれども、そのことは今後の、我々からするともう一つの考え方として、出向かないといいますか、役場に来なくても業務が完結というか、できるような仕組みも今後生まれてくるんじゃないかなという、そんな研究もさせていただいて、書かない、さらには、もっと発展した形での諸証明の業務などについては簡略が図られるのではないかなと。

特に、マイナンバーカードに付加される情報なども踏まえて、国の動向などについて調査させていただいて、住民サービスの向上につなげてまいりたいと考えております。

今ご指摘いただいた内容については、我々もしっかり受け止めさせていただきたいと思

ます。

○議長 橋本欣一君。

○9番 ぜひ町民の利便性、あるいは職員の負担軽減等々も加味しながら質問しておりますので、進めていただきたいなと思います。

私の質問は以上で終わります。ありがとうございました。

○議長 橋本欣一君の一般質問は終了いたしました。

以上で、本日予定いたしました全日程を終了いたしました。

なお、第5順位以降の2名の方の一般質問につきましては、第6日目、6月6日の本会議において行いますので、ご了承願います。

---

#### ◎散会の宣告

○議長 これをもって本日の会議を散会いたします。

(午後 2時59分)